# 第2次太田市環境基本計画

## 太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
## 太田市気候変動適応計画

## 2022 − 2026

春の金山

太 田 市

# あいさつ

太田市では、平成29年に策定した「第２次太田市環境基本計画2017－2026」に基づき、市が目指す望ましい環境像「地球のみらいを太田から」の実現に向け、様々な環境施策を推進してきました。

この間、地球温暖化による異常気象や災害の発生、持続可能な開発のための2030アジェンダの採択やパリ協定の発効、2050年カーボンニュートラル宣言、資源循環をめぐる法制定など、太田市はもとより我が国を取り巻く環境は大きく変化しました。

特に気候変動をめぐる問題については、世界レベルでも緊急な改善が必要な状況になっており、本市においても県内市町村では初となる「2050年脱炭素社会の実現に向けて」（ゼロカーボンシティ）を表明し、脱炭素社会に向けた取組みを強化してまいりました。

今回策定した「第２次太田市環境基本計画2022－2026」は、本市の望ましい環境像である「地球のみらいを太田から」を堅持しながら、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策、ごみの減量化やプラスチック類の資源循環対策、気候変動への適応などを見直し、大きく移り変わり行く変化に的確に対応した計画としています。

太田市は北関東一の工業都市であり、活力のあるまちであります。かけがえのない太田の環境を守り、育て、良好な環境を未来の市民へと引き継ぐため、引き続き市民や事業者の皆様と行政が一体となって、環境活動を実践していきます。工業都市でありながら、経済活動に伴う環境負荷についても十分な配慮ができる先進都市の実現に向け、今後も各施策の展開を図ってまいります。

なお、策定に当たり、太田市環境審議会の皆様からは貴重なご提言をいただいたほか、太田市環境創造協議会の皆様には、協働による環境活動の具体的なご提案をいただきました。ここに心から感謝申し上げるとともに、市民、事業者の皆様には、計画の実施に向け一層のご協力をお願いいたします。

令和４年３月

太田市長　清水聖義

# 第２次太田市環境基本計画２０２２－２０２６ 目次


**第１章 計画改定の背景・基本的事項 ..... 1**

１．環境をめぐる社会の動き ..... 2
２．前期計画の検証 ..... 13
３．計画改定の方向性 ..... 23
４．計画の基本的事項 ..... 26

**第２章 望ましい環境像と環境みらい像 ..... 29**

１．望ましい環境像 ..... 30
２．環境みらい像 ..... 31

**第３章 環境施策 ..... 35**

１．環境施策の体系 ..... 36
２．環境みらい像別の方針、施策 ..... 38
環境みらい像１ 脱炭素に配慮した暮らしを実践するまち ..... 38
環境みらい像２ 資源循環に配慮した暮らしを実践するまち ..... 48
環境みらい像３ 自然と人が共生するまち ..... 53
環境みらい像４ 安心して快適に暮らせるまち ..... 59
環境みらい像５ みんなで環境保全に取り組むまち ..... 65

**第４章 協働プロジェクト ..... 71**

１．協働プロジェクトの目的 ..... 72
２．協働プロジェクトの実施方針 ..... 75

**第５章 計画の進行管理 ..... 79**

１．計画の推進体制 ..... 80
２．計画の進行管理 ..... 81

**参考資料 ..... 83**

# 第１章　計画改定の背景・基本的事項

1　環境をめぐる社会の動き

2　前期計画の検証

3　計画改定の方向性

4　計画の基本的事項

# 1 環境をめぐる社会の動き

## 1-1 環境全般

### 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs)】

2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「持続可能な開発目標（SDGs)」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市などの多様な主体が連携して行動することが求められています。

また、SDGs の 17 のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。

**持続可能な開発目標（SDGs）**

出典：国際連合広報センターウェブサイト

## 第五次環境基本計画

2018 年４月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、環境政策の具体的な展開では、６つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする６つの分野が示されています。

**第五次環境基本計画における６つの重点戦略**

出典：環境省「第五次環境基本計画の概要」

## 1-2　気候変動対策

### パリ協定

2015年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効し、2020年に実施段階に入りました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を２℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などを決定しました。

これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することになり、「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

### コラム：IPCC 1.5℃特別報告書

気候変動枠組条約は IPCC（気候変動に関する政府間パネル）に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう招請し、IPCC 第48回総会において、「1.5℃特別報告書」が承認・受諾されました。

同報告書では、世界の平均気温が2017年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

1.5℃報告書では、さらに将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の $CO_2$ 排出量が正味ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（transitions）が必要であることなどが示されています。

**1.5℃と 2℃の地球温暖化に関する主な予測の比較**

| | 1.5℃の地球温暖化に関する予測 | 2℃の地球温暖化に関する予測 |
|---|---|---|
| 極端な気温 | ・中緯度域の極端に暑い日が約3℃昇温する。（H）<br>・高緯度域の極端に寒い夜が約4.5℃昇温する。（H） | ・中緯度域の極端に暑い日が約4℃昇温する。（H）<br>・高緯度域の極端に寒い夜が約6℃昇温する。（H） |
| 強い降水現象 | ・世界全体の陸域で、強い降水現象の頻度、強度及び／または量が増加する。（H）<br>・いくつかの北半球の高緯度地域及び／または高標高域、東アジア並びに北アメリカ東部において、1.5℃に比べて2℃の地球温暖化においての方がリスクが高くなる。（M） | |
| 森林火災 | ・2℃に比べて1.5℃の地球温暖化においての方がリスクにおいて伴う影響が低い。（H） | |
| 生物種の地理的範囲の喪失 | ・調査された105,000種のうち、昆虫の6%、植物の8%及び脊椎動物の4%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。（M） | ・調査された105,000種のうち、昆虫の18%、植物の16%及び脊椎動物の8%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。（M） |
| 漁獲量の損失 | ・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約150万トン損失する。（M） | ・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約300万トン損失する。（M） |
| サンゴ礁の消失 | ・さらに70～90%が減少する。（H） | ・99%以上が消失する。（VH） |

※VH：確信度が非常に高い　H：確信度が高い　M：確信度が中程度

出典：令和２年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

## 2050 年カーボンニュートラル宣言

2020年10月に、菅首相は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この演説のなかで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、グリーン投資、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

この所信表明演説に基づき、政府では、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの議論が加速しています。

**カーボンニュートラルの概念**

温室効果ガスの排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった分については同じ量を「吸収」または「除去」することで、「排出される温室効果ガスと吸収される温室効果ガスが同じ量である」という概念です。

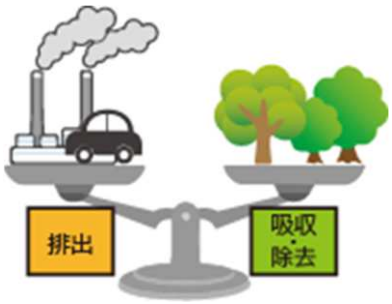


## グリーン成長戦略

2020年10月の2050年カーボンニュートラルの宣言を受け、2020（令和２）年12月に、経済産業省と関係省庁が連携して、2050年カーボンニュートラルへの挑戦を「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。

この戦略においては、水素産業やカーボンリサイクル産業、ライフスタイル関連産業など14の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取り組みを明記し、予算、税制、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画が明らかにされています。

## ゼロカーボンシティ

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとするとされています。

国の2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえ、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体（ゼロカーボンシティ）が増えつつあり、2022年1月31日現在、534自治体（40都道府県、319市、15特別区、134町、26村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

## コラム：なぜ、2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すのか？

**●パリ協定の目的達成のために…**

2020年から実施段階に入った気候変動問題に関する国際的な枠組み「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロにする」ために、排出削減に取り組むことを目的としています。

これに加えて、2016年10月に承認・受諾された国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「IPCC1.5度特別報告書」において、産業革命以降の温度上昇を1.5℃以内におさえるという努力目標（1.5℃努力目標）を達成するためには、2050年前後には世界の $CO_2$排出量が正味ゼロとなっていることが必要という報告がされています。

すなわち、2050年前後には温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成しないと、パリ協定の目的は達成することが難しく、今世紀末の気候変動が深刻な状態になることが予測されるためです。

**今後の温室効果ガス排出抑制などに基づく気温上昇の推計**

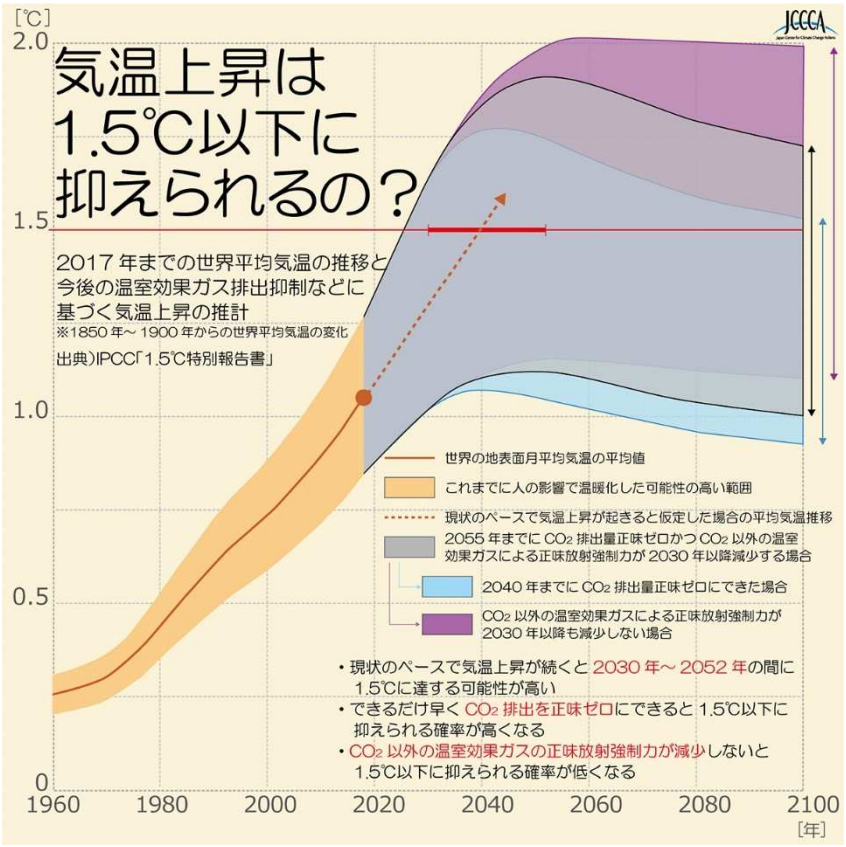


出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（http://www.jccca.org/）

**●将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるために…**

近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。個々の気象災害と気候変動問題との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されています。日本においても、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響が出ると指摘されています。

気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されています。

将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるため、今から、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、取り組む必要があります。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律の改定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、2050 年までの脱炭素社会の実現に向け、2022 年度施行予定にて改正されました。

改正された法律では、「温室効果ガスの排出量等の抑制」としていた表現を全て「温室効果ガスの排出量等の削減」に改めたほか、都道府県と中核市のみに言及していた地方公共団体実行計画の策定義務に、市町村を追加し、地方公共団体実行計画を策定する努力義務を課しています。

さらに、地域資源を活用した太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会のサステナブルな発展に資する取り組みを市町村が率先して進める努力目標も課しています。

## 国・地方脱炭素実現会議

国・地方脱炭素実現会議は、2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取り組みと密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省庁・自治体等の連携のあり方等について検討し、議論を行う場として開催されました。

2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ（脱炭素で、かつ持続可能で強靭な活力ある地域社会を実現する行程）では、

① 適用可能な最新技術で出来る重点対策を全国で実施

② 2050年に向けた地域の脱炭素ドミノの拡大

を2025年までの５年の集中期間に政策を総動員して行うこととしています。

ロードマップの内容のうち、直ちにできることは直ちに実践していくとともに、地球温暖化対策計画、長期戦略や成長戦略実行計画、温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画等、そのほか法制度などの各種施策に反映しつつ、国・自治体・地域企業等が一丸となって速やかに実践に移すこととしています。

## 気候変動への適応に向けた法整備、計画策定等

地球温暖化を伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、低炭素社会の形成を目指す「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、2018年６月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

気候変動適応計画では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な７つの分野（「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

## 1-2　自然環境保全対策

### 健全な水循環に向けた法整備、計画策定等

水は生命の源であり、絶えず地球を循環し、大気・土壌などを含む自然構成要素と相互に作用しながら、生態系に広く多大な恩恵を与え続けてきました。しかし、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響といった様々な問題が顕著となっています。

健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、2014年に水循環基本法が制定され、それに基づき2015年には「水循環基本計画」が閣議決定されました。

水循環基本計画では、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、水循環に関する施策を通じ、流域において関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けた活動することを「流域マネジメント」とし、これを推進していくこととしています。

## 1-3　資源循環対策

### 第四次循環型社会形成推進基本計画

2018年６月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」、「シェアリング等の２Ｒビジネスの促進、評価」、「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取り組みを推進することとしています。

### 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3R の取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

2020年には、国内企業がこれまでの3R の取り組みの中で培ってきた強みをグローバル市場で発揮し、中長期的な産業競争力強化につなげるべく、①循環性の高いビジネスモデルへの転換、②市場・社会からの適正な評価の獲得、③レジリエントな循環システムの早期構築の3つの観点から、我が国の循環経済政策の目指すべき基本的な方向性を提示するべく、「循環経済ビジョン2020」として取りまとめられました。

## プラスチック資源循環促進法の制定

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（略称：プラスチック資源循環法）が2021年6月に成立し、2022年4月から施行されることとなりました。

2019年には、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルの推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

## 食品ロスの削減の推進に関する法律の制定

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では2018年度に、約600万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019年に制定され、施行されています。

法律第13条では、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めています。

食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSS プロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取り組みを実施しています。

### コラム：ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減

ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用規制や削減は、欧州のシングルユース・プラスチック規制をはじめ各国に広がっており、世界全体としてプラスチックごみ問題に取り組むうえで、欠かせない対策となっています。

日本では、プラスチック製品の設計から排出・分別・回収に至るまで、プラスチックのライフサイクル全般に関わる措置が規定された「プラスチック資源循環法」が2022年４月１日より施行されます。このうちワンウェイ（使い捨て）プラスチックについては、2030年までに、これまでの努力も含め累積で25%排出抑制することを目指しており、特定プラスチック使用製品として12品目が削減対策の義務化対象となっています。

ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減に向けて、市民は特定プラスチック使用製品を必要としない場合は提供を辞退する、繰り返し使用できる製品を活用する、事業者は特定プラスチック使用製品を有償で提供する、使用の意思を確認するなど、これまでの４Ｒの取り組みをさらに推し進めていく必要があります。

**削減義務の特定プラスチック使用製品 12 品目**

| 業種 | コンビニ、スーパーなど | ホテルなど | クリーニング店など |
|---|---|---|---|
| 製品 | フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー | ヘアブラシ、くし、カミソリ、シャワーキャップ、歯ブラシ | ハンガー、衣類用カバー |
| 削減対策 | 有料化、辞退者へのポイント付与、代替素材への転換、必要かどうかの意思確認、軽量化など | | |

## 1-4　群馬県の動き

### 2050 年に向けた「ぐんま５つのゼロ宣言」実現プラン【2021 年４月改訂】

群馬県は、自然災害によるリスクを抑え、県民の命を守り、安心な暮らしと安定した経済活動が可能な社会を実現するため、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策の取り組みを徹底して災害時のレジリエンスを強化すること、長い日照時間、豊富な水資源・森林資源など本県の恵まれた再生可能エネルギー資源をフル活用し、自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」及び災害時の停電「ゼロ」を同時に実現すること、群馬県の課題でもあるプラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」も達成し、災害に強く、持続可能な社会を構築及び県民の幸福度を向上させるため、2019年12月、知事が「2050年に向けた『ぐんま５つのゼロ』」を宣言しました。

この宣言の実現に向け、2023年度までのプランを整理した2050年に向けた「ぐんま５つのゼロ宣言」実現プランが2021年４月に改訂され、国や市町村、事業者や県民と連携し、施策を推進しています。

**「ぐんま５つのゼロ宣言」の主な取り組み**

**宣言１　自然災害による死者「ゼロ」**
**～県土の強靭化とともに、県民の防災意識を高め、自然災害による死者をゼロにする～**
・地域気候変動適応センターの設置・運営
・「災害レジリエンス No.1」の実現に向け、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の加速
・県民の「自らの命は自らが守る」という防災意識の徹底
・先進的取組の顕彰
・条例等による施策推進

**宣言２　温室効果ガス排出量「ゼロ」**
**～日照時間の長さや豊富な水資源・森林資源など本県の恵まれた再生可能エネルギー資源を最大限に活用して温室効果ガスの排出実質ゼロにする～**
・省エネ・節電対策のさらなる推進

**宣言３　災害時の停電「ゼロ」**
**～エネルギーの自立・分散化（地産地消）により、災害時にも電力供給を継続する。さらに、地域外への富（電気代）の流出をなくし、地域内で資金循環させる～**
・再生可能エネルギーの導入拡大・地域における自立分散型電源の普及
・グリーンリカバリーの促進
・水素社会の実現
・創エネ・省エネ建築物の普及促進
・既存の取組の徹底・拡充

**宣言４　プラスチックごみ「ゼロ」**
**～環境中に排出されるプラスチックごみをなくす～**
・県・市町村における率先実行
・事業者の取組（企業・団体による５つのゼロ宣言の実践、サポートなど）
・県民の取組（５Ｒの徹底）

**宣言５　食品ロス「ゼロ」**
**～「MOTTAINAI」（もったいない）の心で食品ロスをなくす～**
・県・市町村による率先実行
・事業者の取組（「MOTTAINAI 運動」の実践・推進など）
・県民の取組（「MOTTAINAI 運動」の実践）
・フードバンク・子ども食堂の支援

## 群馬県環境基本計画 2021-2030

群馬県は、新型コロナウイルスの感染拡大や、これに伴うデジタル化をはじめとするニューノーマル（新常態）への転換、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組みなど、社会経済情勢の変化等に対応するため、

（１）長期的視点に立ち、ぐんまの環境のあるべき姿や目標（ビジョン）を示す。

（２）あるべき姿や目標の達成（ビジョンの実現）に向け、計画期間内に取り組む施策を明らかにする。

（３）ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の考え方も活用し、施策を推進する。

（４）「ぐんま５つのゼロ宣言」実現のための取り組みは、重点取組に位置付け、強力に推進する。

ことを基本的な方針とし、「群馬県環境基本計画2016-2019」を見直し、新たに「群馬県環境基本計画2021-2030」を策定しました。

新たな群馬県地球環境基本計画の特徴として、

・「ぐんま５つのゼロ宣言」実現のための取り組みは、重点取組に位置付け、強力に推進

・新型コロナウイルス感染症対策やデジタル化の視点を追加

・SDGs の考え方（複数課題の統合的解決、バックキャスティング）を活用し、施策を推進

といった対応を図り、2040年に向けた群馬県の環境の将来像を「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」と位置づけています。

さらに、施策の柱として、「地球温暖化対策の推進」「持続可能な循環型社会づくり」「自然との共生と森林（もり）づくり」「安全・安心で快適な生活環境づくり」を位置づけ、各種の施策を推進しています。

## 群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030

群馬県は、2011年３月に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画2011-2020」に沿って、地球温暖化対策を進めてきましたが、2050年に向けた「ぐんま５つのゼロ宣言」を実現、社会経済情勢の変化に対応し、新たな地球温暖化対策を展開していくための新たな計画として、2021年３月に気候変動適応法（第12条）に基づく地域気候変動適応計画を含む「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」を新たに策定しました。

新たな群馬県地球温暖化対策実行計画では、

・2050 年に向けた「ぐんま５つのゼロ宣言」を実現するための施策を強力に推進する（トップギアで突破）。

・国の「2050 年カーボンニュートラル」宣言やグリーン成長戦略の動向を踏まえる。

・SDGｓ（持続可能な開発目標）の考え方も活用し、施策を推進する。

・再生可能エネルギーをめぐる社会状況の変化や顕在化した課題を整理し、施策に反映する。

といった対応を図り、群馬県全体の温室効果ガス排出量削減目標を「2030年度までに2013年度比で50%削減（削減対策44%削減＋森林吸収量６%削減）」すること、再生可能エネルギー導入目標を「2030年度までに77億 kWh/年（大規模水力31億 kWh/年、大規模水力以外46億 kWh）」とすることなどを設定しています。

また、施策体系は「温室効果ガス排出量ゼロ」に加え、「プラスチックごみゼロ」「食品ロスゼロ」の達成を目指す地球温暖化の「緩和策」、「自然災害による死者ゼロ」「災害時の停電ゼロ」を実現するための気候変動への「適応策」の２つを軸とし、「緩和策」と「適応策」を両輪とし、温室効果ガス排出削減を推進するとともに、県土のレジリエンスを強化し、災害に強く、持続可能な社会の構築を目指すとしています。

**群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030 の目標**

### ３－１　群馬県の将来像

**「『脱炭素社会』の実現に向けた、豊かで持続可能な群馬県」**

**地域の特性に応じたエネルギーの「地産地消」と「自立分散化」**

将来像の共有

**2040 年における姿**

「新・群馬県総合計画」：一極集中から脱却し自立分散型社会を実現

「群馬県環境基本計画」：豊かで持続的に発展する環境県ぐんま

**既存施策の拡充のほか、革新的イノベーションにより現状を“突破”し、2050 年に向けた「ぐんま５つのゼロ」を実現**

**2050年に向けた「ぐんま５つのゼロ宣言」**

| | |
|---|---|
| 宣言１ | 自然災害による死者「ゼロ」 |
| 宣言２ | 温室効果ガス排出量「ゼロ」 |
| 宣言３ | 災害時の停電「ゼロ」 |
| 宣言４ | プラスチックごみ「ゼロ」 |
| 宣言５ | 食品ロス「ゼロ」 |

### ３－２　計画の目標

（１）　群馬県全体の温室効果ガス排出量削減目標（区域施策編）

2050 年温室効果ガス排出量「ゼロ」を目指すため、基準年度（2013 年度）から直線的に削減する。

2030 年度目標　基準年度比で▲50%（削減対策▲44%＋森林吸収量▲６%）と設定。

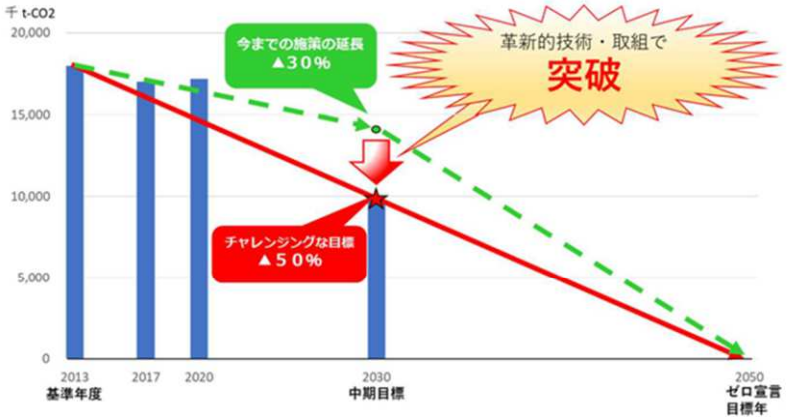


（２）　再生可能エネルギー導入目標

2030 年度目標　77 億 kWh/年（大規模水力　31 億 kWh/年、大規模水力以外　46 億 kWh）と設定。

（３）　県有施設の温室効果ガス排出量の削減目標（事務事業編）

2030 年度目標　基準年度（2013 年度）比で▲44%と設定。

# 2　前期計画（2017-2020）の検証

## 2-1　「環境みらい像１　低炭素社会の実現」の実績・評価

### 施策の方向性

本市で暮らし活動する人びとが、積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を展開し、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指します。

### 環境みらい像の達成目標

| 項 目 | 最終目標値（2026 年度） | 2020 年度（令和２年度） |
|---|---|---|
| 市域の温室効果ガス排出量 | 228.9 万 t-$CO_2$ | 244.1 万 t-$CO_2$（2018 年度） |
| 市の事務事業からの温室効果ガス排出量 | 23,252t-$CO_2$ | 25,854 t-$CO_2$ |
| 住宅用太陽光発電システムの導入率 | 25% | －※ |
| 天然ガスの年間利用量 | 13,000 万$m^3$ | 11,103 万$m^3$ |

※次期計画策定時に「太田市の環境についてのアンケート調査【市民向け】」を行い目標の達成率を確認します。

### 実施した主な取り組み

#### 太田市「COOL CHOICE」宣言

太田市では国が推奨する国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、市民や事業者と一丸となって地球温暖化対策に取り組むため、2017年９月に太田市「COOL CHOICE」宣言を行いました。

市民・事業者・市の協働による「COOL CHOICE」のイベント、家庭でも簡単にできるエコ活動のＰＲなどを通年にわたって展開しました。

#### 「２０５０年脱炭素社会の実現に向けて」の表明

「IPCC 1.5℃特別報告書」の目標達成に向け、環境大臣から自治体での取り組みの重要性が表明されました。本市においてもこれに賛同し、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す表明（ゼロカーボンシティ）を2020年１月７日の記者会見で行いました。これは、表明当時においては全国で34自治体目、県内市町村では初となるものでした。

### 高効率機器や低公害車の設置・購入の促進

高効率機器については、2009年度より「太田市省エネルギー機器設置費補助金事業」を行い、温室効果ガスの削減に配慮した省エネルギー機器の導入を促進しています。

低公害車については、「道の駅おおた」や市内商業施設にて次世代自動車の試乗会を行い、広く市民にアピールを行いました。

### 市営無料バスの運行

スクールバスの空き時間を活用した、市営無料バスを運行し、本市の公共交通体系の充実・公共交通機関の利用促進に向けて、一定の成果をあげました。

### 市の事務事業における省エネルギー化

太田市環境マネジメントシステムを運用し、市役所内のマネジメントシステム推進員を対象とした理解度アップ研修、暖房便座トイレの節電行動の実践など、継続的に省エネルギー行動の実践を推進しました。

また、新規施設や設備更新時には、省エネルギー機器を導入するように努めています。

## 実施成果の評価

市域から排出される温室効果ガスは基準年度比で▲9.4%となっており、削減目標である▲15%の実現に向けて概ね順調に推移しています。「COOL CHOICE」の啓発・普及に向けた PR 活動や講座・イベントの開催、省エネルギー機器の導入支援なども定期的かつ継続的に実施されています。

引き続き、現行の取り組みの継続・充実を図りながら、再生可能エネルギーの積極的な導入、建築物の省エネ化など、より削減効果の高い取り組みの強化を図っていく必要があります。

また、市の事務事業から排出される温室効果ガスは基準年度比で▲13.8%となっており、削減目標である▲26%の実現に向けて概ね順調に推移しています。

今後も職員の省エネ行動実践の継続に加えて、再生可能エネルギーの積極的な導入やカーボンオフセットなどによる調達、建築物の省エネ化などについて取り組みを推進していく必要があります。

# 2-2　「環境みらい像２ 循環型社会の実現」の実績・評価

## 施策の方向性

ごみの総排出量及び市民１人１日当たりのごみの排出量は全国平均を大きく上回っていることから、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）と再使用(リユース)、再生利用（リサイクル）の４Ｒの推進に、市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、本市を含む一市三町によるごみ処理の広域化の推進に向けて、ごみ処理施設の適切な維持管理や設備更新、ごみ処理手数料の適正化や分別排出の徹底による資源化の促進など、新しいごみ処理体制を確立していきます。

## 環境みらい像の達成目標

| 項 目 | 最終目標値（2026 年度） | 2020 年度（令和２年度） |
|---|---|---|
| ごみ総排出量 | 74,261 t | 81,439 t |
| 市民１人１日当たりのごみの排出量 | 951 g | 995 g |
| 資源化率 | 23% | 14.9% |

## 実施した主な取り組み

### ４Ｒの周知

「広報おおた」を中心に、ごみ減量の呼びかけや生ごみの水切り、食品ロスの削減呼びかけ、マイバッグの持参などについて、市民、事業者への周知・呼びかけを行いました。

### クリーンプラザの本格稼働

2021年４月にクリーンプラザが本格稼働し、太田市外三町広域清掃組合（太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町）による広域処理へと移行しました。

クリーンプラザは、熱エネルギー回収による発電などに加え、施設見学者が４Ｒについて学習できる展示コンテンツを設けています。

### 太田市住民協議会「ごみ減量化」の実施

2018 年度に 7 月から 11 月まで、第 1 分科会 21 人、第 2 分科会 21 人とコーディネーター2 人、ナビゲーター2 人（第 3 回のみ参加）により毎月 1 度 5 回にわたり協議を行い、その結果を報告書にまとめました。

### 実施成果の評価

４Ｒの周知を中心とする取り組みを展開していますが、環境みらい像の達成目標については、目標達成が困難な状況となっています。

ごみ排出量増加の要因としては、人口増加や製造業を中心とする経済活動が好調であったことなどが要因と考えられますが、引き続き、２Ｒの推進に主眼を置き、市民・事業者への普及啓発活動の充実を図っていく必要があります。

## 2-3　「環境みらい像３　自然共生社会の実現」の実績・評価

### 施策の方向性

大切な自然を次世代へと引き継いで「自然と人が共生するまち」を実現するために、緑地や水辺の改変、遊休農地や耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育域である豊かな自然の維持・向上に向けた取り組みを展開します。

また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

さらに、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

### 環境みらい像の達成目標

| 項　目 | 最終目標値<br>（2026 年度） | 2020 年度<br>（令和２年度） |
|---|---|---|
| 太田市生きもの図鑑の発行 | 発行 | － |
| 市民１人当たりの都市公園面積 | 13.10 ㎡ | 12.20 ㎡ |
| 新たな湧水地の発見数 | 5 | 3 |

### 実施した主な取り組み

#### 動植物の生息・生育環境の保全

金山の赤松や矢場町平地林の保全、渡良瀬川河川緑地の樹木保全、新田湧水群に生息する希少な植物の情報把握などの取り組みを実施しました。

また、上州太田ビオトープの里でのホタルの観察会の開催など動植物とふれあえる機会と場を提供しました。

#### 湧水の発見

台之郷町と金山町、新田市野井町において新たな湧水地を１つずつ発見しました。

### 公園整備

公園面積については、法令に基づき区域面積に対して３％以上の緑地（公園）の設置を指導するなど、継続的に公園整備が図られています。

### 外来生物による生態系等への被害防止

2018年１月に特定外来生物に指定されたクビアカツヤカミキリについて、発見が確認された箇所については防除作業の実施・指導を行い、地区長や市民に向けて注意喚起を行ったほか、環境イベントにおいて情報発信を行いました。

また、地元住民と太田市環境創造協議会、行政が連携して、矢太神水源下流において、特定外来生物「オオカワヂシャ」や、天沼下流域の水路において、水質悪化を招く特定外来生物「オオフサモ」を除去するボランティア清掃を実施しました。

## 実施成果の評価

樹林の保全や公園整備、動植物とふれあえる機会の提供など着実に取り組みを実施しており、環境みらい像の達成に向けて、概ね順調に推移しています。

引き続き、動植物の生息・生育環境の「場」の保全、拡大に向けた取り組みを実施するとともに、市内に生育・生息する動植物の情報収集に努め、生息・生育環境の「質」を高めていく取り組みの拡充が求められています。

### コラム：オオカワヂシャの除去作業

新田大根町にあるホタルの里公園西側水路は、石田川の源流である矢太神水源からの湧き水が流れ、地域による保全・清掃活動により快適な環境となっており多数の動植物が生育しています。

しかし、特定外来生物に指定されているオオカワヂシャが近年繁茂しており、在来植物の生育を妨げたり、水流を阻害したりする恐れがあるため、地域住民、環境創造協議会、行政が協働し、良好な水路環境を確保するため、ボランティア清掃を行いました。

清掃前

清掃後

## 2-4　「環境みらい像４　安全・安心社会の実現」の実績・評価

### 施策の方向性

法令等に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査をするなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

また、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の向上、廃棄物の不法投棄の発生防止や、『太田市景観計画』などに基づく、開発行為などにおける景観への取り組みを実施していきます。

さらに、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていきます。気候変動の影響は様々な分野におよびますが、本市においては健康安全面での対策や浸水被害への対策を推進していきます。

### 環境みらい像の達成目標

| 項 目 | 最終目標値<br>（2026 年度） | 2020 年度<br>（令和２年度） |
|---|---|---|
| 大気汚染、河川水質、大気ダイオキシン類、水質ダイオキシン類、放射線の環境基準達成割合 | 100% | 78.6% |
| まちなみの美しさに対する市民の満足度 | 20% | －※ |
| クールシェアスポット数 | 30 か所 | 16 か所<br>(2019 年度) |

※次期計画策定時に「太田市の環境についてのアンケート調査【市民向け】」を行い目標の達成率を確認します。

### 実施した主な取り組み

#### 法令等に基づく事業所・工場などへの指導、立ち入り検査の実施

排水や騒音・振動について、法令に基づく事務所・工場などへの立ち入り検査、法令遵守に向けた指導を行いました。

#### 大気、河川水質、騒音・振動などの監視・測定

大気、河川水質、騒音・振動、ダイオキシン類、空間放射線量などの監視・測定を継続的に実施しました。

#### まちの環境美化の促進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、各地区で地域の実情に合わせて啓発・清掃活動をできるよう支援を行ったほか、悪質なものや原因者が判明した不法投棄については、警察へ通報しました。

また、全市一斉のボランティア清掃活動であるクリーン作戦を定期的に開催しました。

### 良好なまちなみの形成に向けた指導

太田市開発事業指導要綱に基づき景観計画に対する手続きを指導のほか、太田市景観計画で定めた景観形成基準の遵守について指導を行ったほか、地区計画区域内で建築行為等を行う場合は、地区整備計画に基づいた制限に適合するように指導を行いました。

### 豪雨対策の推進

排水施設の整備や管理を実施したほか、太田市防災マップ（洪水ハザードマップ）を作成し、市のホームページに掲載し、住民がデータで提供を受けられる状態にしています。

### 熱中症対策の推進

県と協力し、市内公共施設へクールシェア運動への参加を呼び掛けたほか、全庁的な取り組みとして実施している「おとしより見守り隊」では、職員がひとり暮らし高齢者宅を訪問し、注意喚起を行うなどの声掛け活動に力を入れました。

### 実施成果の評価

環境みらい像の達成目標については、実現に向けて概ね順調に推移しています。
引き続き、現在、実施中の取り組みを継続していく必要があります。

## 2-5　「環境みらい像５　環境保全活動の拡大」の実績・評価

### 施策の方向性

家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取り組みを展開します。

また、未来を担うこどもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

### 環境みらい像の達成目標

| 項 目 | 最終目標値（2026 年度） | 2019 年度（令和元年度） |
|---|---|---|
| 地域の環境活動に参加したことがある市民の割合 | 40% | －※ |
| 協働による環境イベントの開催数 | 6 | 4 |

※次期計画策定時に「太田市の環境についてのアンケート調査【市民向け】」を行い目標の達成率を確認します。

## 実施した主な取り組み

### 太田市環境創造協議会の発足

2018年５月に市民や環境活動団体、事業者の代表、市からなる太田市環境創造協議会を発足させ、環境活動の PR、環境イベントの企画・定期開催や市内で環境活動を実施している団体、事業所との情報交換を継続的に実施しています。

### 学校 ISO の推進

日常の生活等における環境活動で エコの面から、授業における環境教育で教育の面から意識付けを試みました。実施校数は年度目標値の42校を達成する42校で実施しました。

また、フォレストリースクールや尾瀬学校の校外活動を行うことで自然環境の大切さや保全について学ぶ機会を提供しました。

### 各種環境イベントの開催

太田市環境創造協議会と協働して、環境フェアをはじめ、廃油キャンドルづくり、次世代自動車試乗会、石田川調査イベント、天沼下流域ボランティア清掃活動、おおたまちの先生見本市などの環境イベントを実施しました。

## 実施成果の評価

環境みらい像の達成目標については、実現に向けて概ね順調に推移しています。

引き続き、現在、実施中の取り組みを継続しながら、環境活動の重要性やイベント情報などを市民や事業者に効果的に情報を伝達するための手法について検討を行う必要があります。

# 2-6　協働プロジェクトの実績・評価

## 協働プロジェクトの概要

これまでに環境保全活動に参加したことがない市民・事業者の興味を引きつけ、より多くの市民・事業者が環境保全活動の担い手となるべく、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できる取り組みを、市民・事業者・行政の協働により展開する事業です。

協働プロジェクトのテーマや展開内容は、「太田市環境基本計画市民委員会」において検討を行い、将来的に事業化することを意図して策定されたものです。

## 「COOL CHOICE」運動の展開

「COOL CHOICE」のイベント、家庭でも簡単にできるエコ活動のＰＲなどを通年にわたって展開したほか、市内事業者の協力により次世代自動車試乗会とタイヤ点検を合同で開催しました。

今後は、より魅力的なイベント開催や「COOL CHOICE」チーム太田認定証の普及拡大を図る予定となっています。

## 「太田の生きもの調査」の実施

新田湧水群に生息する希少な植物について、ＮＰＯ法人新田環境みらいの会から情報提供を受けたほか、日本野鳥の会主催の「市民探鳥会」に参加し、ぐんまこどもの国と金龍寺付近の鳥類の情報収集を行うなど、市内の動植物の生息・生育状況の把握に努めました。

「八王子丘陵の貴重な野生動植物」(2003年農村整備課発行)を活用し、「太田市生き物図鑑」の内容について検討するほか、各種環境団体などが主催する調査を協働で行い、市に生息する希少生物や外来種の実態把握に努める予定となっています。

## 「石田川みんなで再発見プロジェクト」の展開

石田川の源流である矢太神水源をフィールドとした、生き物調査や水質調査を実施したほか、矢太神水源下流において、特定外来生物「オオカワヂシャ」や、天沼下流域において、水質悪化を招く特定外来生物「オオフサモ」を除去するボランティア清掃を地元住民と太田市環境創造協議会会員と新田環境みらいの会と市で協力し実施しました。

今後は、石田川の源流である矢太神水源を含め、源流以外についても生き物調査や簡易水質調査を実施するほか、石田川周辺で、特定外来生物等の外来種の除去を実施する予定となっています。

## 「ごみ減量プロジェクト」の展開

広報おおたを通じた４Ｒ の周知をはじめ、群馬県主催のマイバッグキャンペーンなどを開催しました。

今後は、ごみの減量化をテーマにした太田市住民協議会のＯＢ会と連携し、ごみ減量に向けた取り組みの強化を図る予定となっています。

## 「環境教育マッチング事業」の展開

「おおた・まちの先生」登録団体の活動状況や得意分野の実態把握をするため、登録団体へアンケート調査を実施し、現在展開されている事業のデータ収集、課題の洗い出しを行いました。

今後は、調査結果を踏まえた、マッチング事業を開始する予定となっています。

【水生生物採取の様子】

【水生植物ナガエミクリの確認】

# 3　計画改定の方向性

## 3-1　計画の改定方針

### SDGs の考え方を取り入れた計画

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を環境面から支えるための計画とします。

本市が目指す環境みらい像の達成に向けた取り組みは、県、市民や事業者、市、関係団体等あらゆる主体が、それぞれに求められる役割を実践していくことによって推進されます。そのため、各主体のパートナーシップによる施策展開の実現を目指します。

さらに、これらの取り組みにより、本市の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環等を基盤とし、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられる地域循環共生社会づくりを加速させるとともに、SDGs の目標達成にも貢献します。

### 「ぐんま５つのゼロ宣言」を配慮する計画

「ぐんま５つのゼロ宣言」を実現するための取り組みは、本市においても取り組むべき施策として位置づけ、群馬県環境基本計画2021-2030の施策の柱である「地球温暖化対策の推進」「持続可能な循環型社会づくり」「自然との共生と森林（もり）づくり」「安全・安心で快適な生活環境づくり」を推進していきます。

### 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた計画

パリ協定が定める「産業革命前からの世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えること」を可能な限り追及していくため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050カーボンニュートラル」を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを先導していきます。

そのために、これまでの「低炭素」の考え方から「脱炭素」の考え方へシフトし、中長期的な視点から、温室効果ガス等の新たな目標設定、再生可能エネルギー導入や資源循環への取り組み等を明示します。

### 気候変動への適応と持続可能でレジリエントなまちづくり

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから市民の命と安全・安心な生活を守るため、気候変動への適応策に適正に取り組むほか、「太田市国土強靭化地域計画」の推進により、災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる「持続可能でレジリエントなまちづくり」を実現します。

また、良好な生活環境と市の魅力は密接に関係しているため、市民をはじめ、市内で働く人や本市を訪れる人など、だれもが健康で快適に過ごせるまちづくりに取り組みます。

## 3-2　環境みらい像ごとの改定方針

### 「環境みらい像１　低炭素社会の実現」

「2050カーボンニュートラル」の実現に向け、これまでの「排出抑制」、「低炭素」の考え方から「排出削減」、「脱炭素」の考え方へシフトし、省エネルギー行動の徹底、再生可能エネルギーや蓄電池の導入・利用拡大、建築物のゼロエミッション化の促進などの取り組みについて、強化・充実を図ります。

また、全国の自治体や企業との広域的連携によるカーボンオフセット、電力調達の方法について具体化に向けた検討を図ります。

### 「環境みらい像２ 循環型社会の実現」

食品ロス削減、プラスチックごみ削減を含む、これまでの４R 活動を継続し、取り組みの強化・充実を図ります。

また、循環経済への移行に向けて、市内事業者との連携を図ります。

### 「環境みらい像３　自然共生社会の実現」

これまでの動植物の生息・生育環境の保全対策、湧水・水辺の保全活動、公園・緑地の整備・維持管理を継続します。

また、流域自治体と連携し、健全な水循環を維持・回復するための取り組みの充実を図ります。

### 「環境みらい像４　安全・安心社会の実現」

これまでの公害発生防止に向けた監視・指導、測定などの取り組みを継続します。

また、集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害の軽減に向けて、市民・事業者に適応に関する意識の高揚を図るとともに、国や県と連携し、災害に強い安全なまちづくりの推進を図ります。

### 「環境みらい像５　環境保全活動の拡大」

これまでの取り組みを継続し、学校や地域における環境活動の活性化を図ります。

また、環境活動の重要性やイベント情報を市民・事業者に効果的に情報を伝達するための手法や、環境活動成果を多くの市民・事業者に情報共有する手法について、県の出前講座の活用や市内の環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進委員との連携など検討を図ります。

## 3-3　協働プロジェクトの改定方針

各プロジェクトの方向性は継続するものとしますが、これまでの活動成果をふまえ、活動内容の充実を図ります。

なお、市内における外来種の実態把握や防除と希少動植物の実態把握や保全について、市内活動団体との連携を強化しながら、活動内容の充実を図ります。

【金山の風景】

【矢太神水源】

# 4 計画の基本的事項

## 4-1 計画の目的

本市では、2005 年３月に「太田市環境基本条例」を制定、2017 年には「第２次太田市環境基本計画・太田市地球温暖化防止対策実行計画（区域政策編）２０１７－２０２６」を策定し、「地球のみらいを太田から」を基本理念とする環境みらい像の実現を目指して、環境の保全と創造のための取り組みを推進してきました。

今回、パリ協定の発効や SDGs、2050 年カーボンニュートラルの実現や気候変動への適応、循環型社会への対応などの新たな環境課題に対応し、より現状に即した計画とするために見直しを行い、『第２次太田市環境基本計画２０２２－２０２６』として、環境保全と創造に関するさらなる取り組みを推進していきます。

## 4-2 計画の位置づけ

本計画は、「太田市環境基本条例」第８条に基づき策定するもので、太田市の環境の保全等に関する施策を示すとともに、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものです。

「太田市環境基本条例」の基本理念と「第２次太田市総合計画」に掲げる将来像を環境面から実現するための計画であり、本市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。

計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容について整合を図ります。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 19 条の規定に基づく、『太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を包含した計画として、さらに「気候変動適応法」第 12 条に基づく「太田市気候変動適応計画」を包含する計画として位置づけます。

**計画の位置づけ**

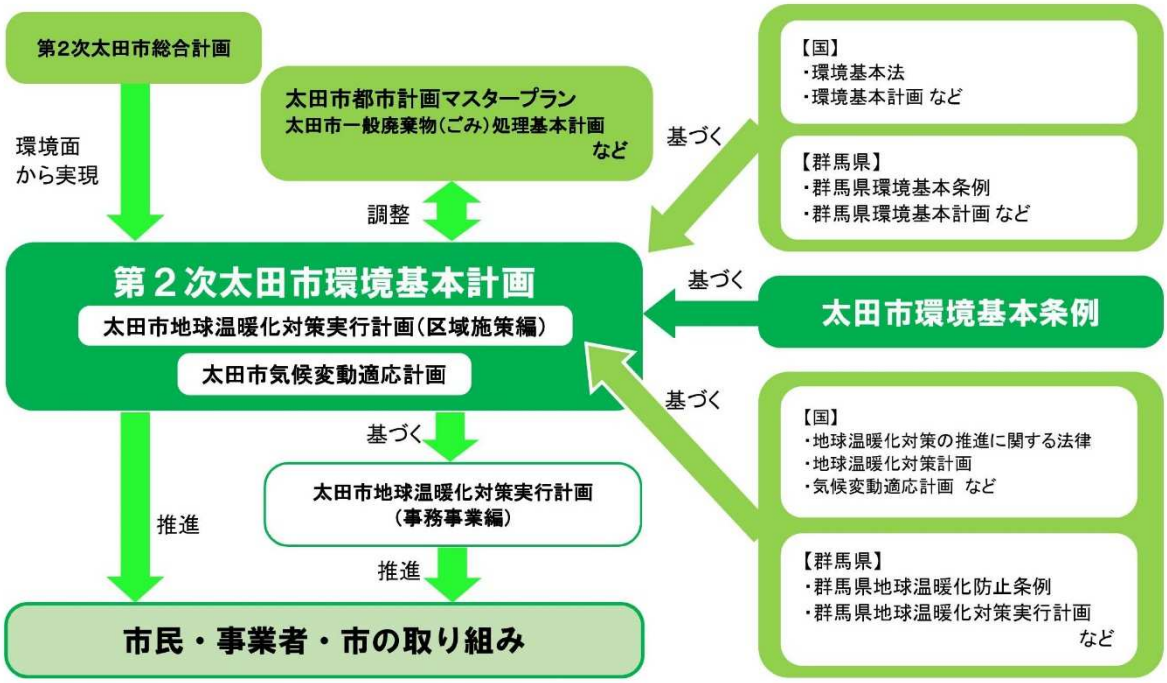

## 4-3　計画の対象

本計画で対象とする「地域」は、原則として太田市全域とします。

対象分野は、①脱炭素社会、②循環型社会、③自然共生社会、④安全・安心社会、⑤環境保全活動、の５分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

また、太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（$CO_2$）とします。

**計画の対象分野と範囲**

| 対象分野 | 対　　象　　範　　囲 |
|---|---|
| 脱炭素社会 | 地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー　など |
| 循環型社会 | ごみの減量化・資源化、４Ｒの推進、ごみの適正処理　など |
| 自然共生社会 | 動植物、生態系、みどり・水辺、公園、農地　など |
| 安全・安心社会 | 公害防止、環境美化、まちなみ・景観、防災　など |
| 環境保全活動 | 環境教育・環境学習、環境情報、環境活動　など |

## 4-4　計画の期間

計画の期間は、2022 年度（令和４年度）から 2026 年度（令和８年度）までの５年間とします。

**計画の期間**

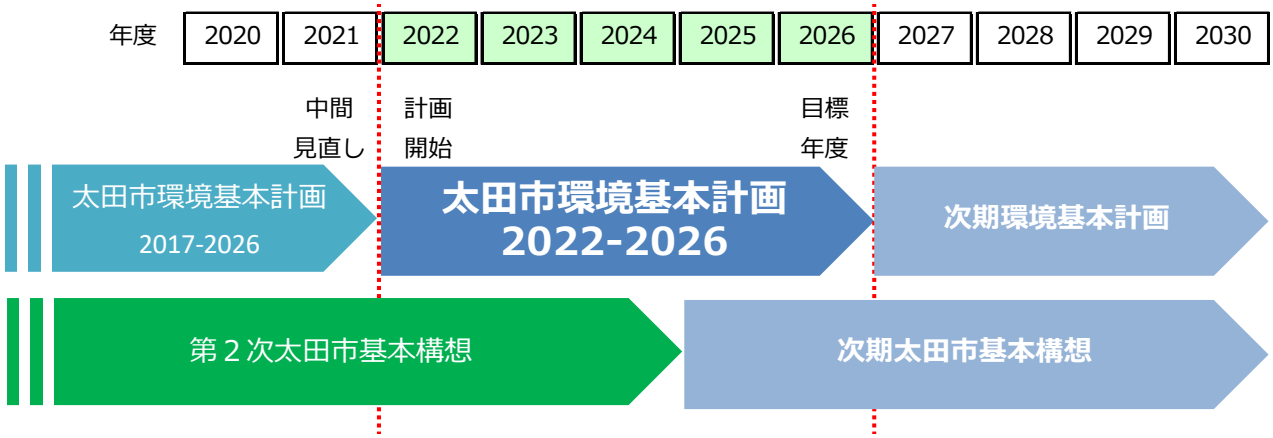

## 4-5　計画の推進主体

計画の推進主体は、「太田市環境基本条例」第４～６条に基づき、市民、事業者、市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していきます。

**計画の推進主体**

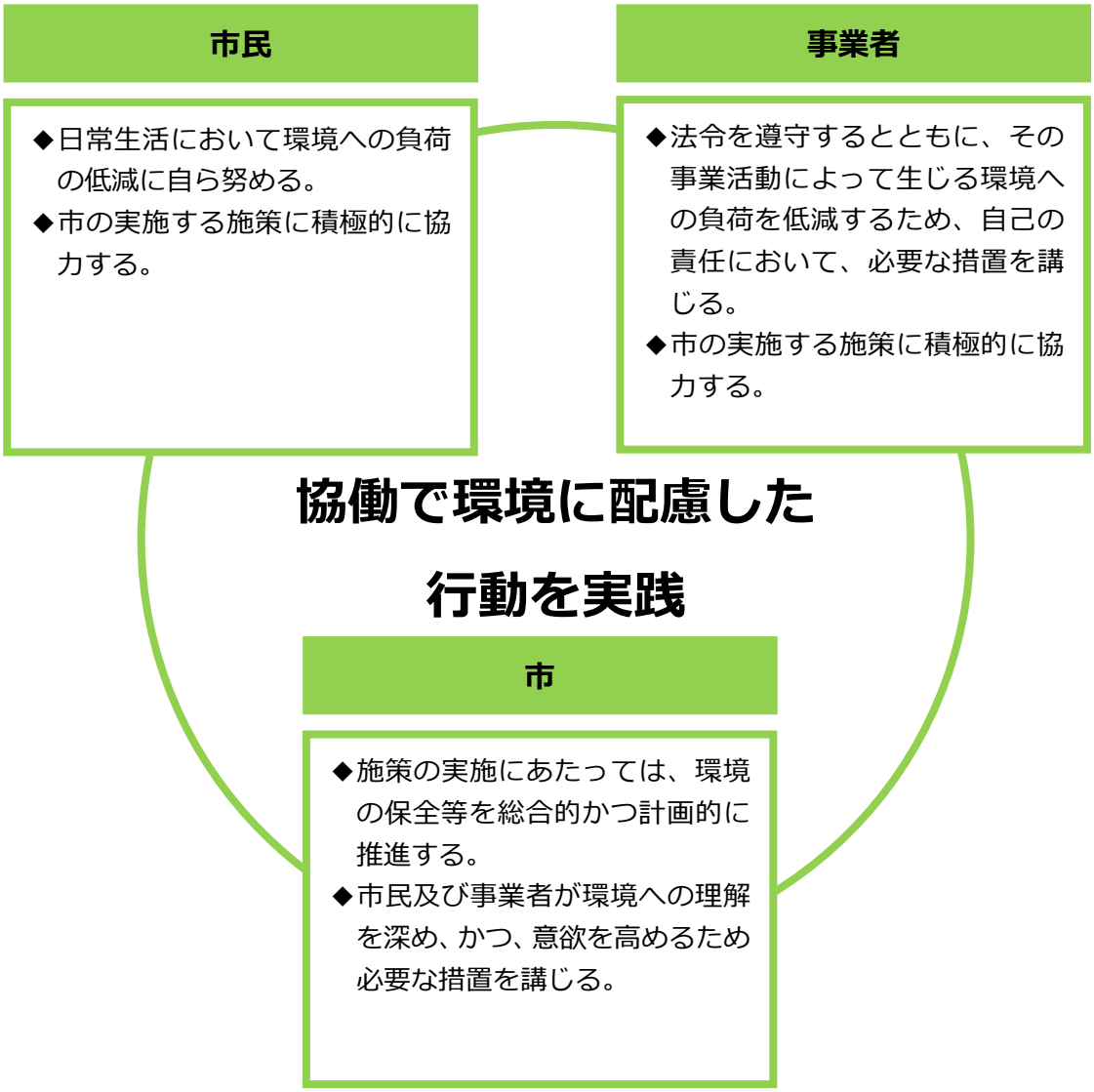

# 第２章　望ましい環境像と環境みらい像

1　望ましい環境像

2　環境みらい像

## 1 望ましい環境像

本計画は、「太田市環境基本条例」の基本理念の達成に向けて、

**地球のみらいを太田から**

太田市民は、
地球環境の保全が世界共通の重要課題であることを認識し、
日常生活や社会活動のあらゆる側面において
積極的に環境保全に取り組み、
良き太田市民として社会的責任を果たしていきます。

を望ましい環境像とします。

**参考：「太田市環境基本条例」の基本理念**

（基本理念）
第 3 条　環境の保全等は、市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。
2　環境の保全等は、すべての者が自主的かつ積極的に環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することができるように行われなければならない。
3　地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることを認識し、すべての者は環境の保全等に配慮した日常生活及び事業活動を行わなければならない。

## 2　環境みらい像

本市は、利根川や渡良瀬川、石田川などの水の恵みと、金山八王子丘陵の豊かな緑、新田の湧水地、市域の多くを占める農地などを有し、多くの野生動植物が息づいています。

古来より歴史と文化に恵まれてきた本市は、人口の増加等に伴い、従来の農業を中心とした農村社会から、住宅や商工業などの都市的な色彩を強めてきており、現在では北関東有数の内陸型工業地帯として、東毛地区の中核都市として発展を続けています。

こうした「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」の環境面からの実現に向けて、本計画が目指す 2026 年度（令和８年度）の太田市のイメージを５つの分野ごとに描いてみました。

これらの将来イメージを「望ましい環境像」を実現するための基本目標として位置づけ、市民・事業者・市の協働のもとで、将来イメージの実現に向けた取り組みを進めていきます。

なお、望ましい環境像や環境みらい像を実現するために実施する環境施策は、同時に市の福祉の向上や経済活性化、快適なまちづくりといった環境以外の分野にも好影響を与えることが予想されます。そこで、環境施策の実施が本市の社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、それぞれの環境みらい像に関連する SDGs を標記しました。

標記した SDGs は、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、第２次太田市基本構想をはじめとする本市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら、施策の展開を図っていくものとします。

### 環境みらい像 1　脱炭素に配慮した暮らしを実践するまち

**2026 年度（令和８年度）の将来イメージ**

脱炭素に貢献する省資源・省エネルギー型の賢いライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、市民や事業者にとって日常的な習慣になっています。

家庭や地域での再生可能エネルギー設備などの導入、利用が拡大しているほか、他の自治体や事業者との連携による再生可能エネルギーの調達が進んでいます。

また、エネルギー創出に加え断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進んだほか、次世代自動車が普及しつつあるなど、まちの脱炭素化が進んでいます。

| 関連する SDG s | 他分野との関連 |
|---|---|
| | ・住居の快適性の向上<br>・歩行・自転車利用の増加による健康の維持・増進<br>・環境の保全、資源循環に寄与する新たなビジネス<br>・省エネ等による事業活動のコスト改善<br>・ＩＣＴ（情報通信技術）の活用による、テレワークなどの働き方改革<br>・エネルギーの自立による地域の防災・減災力の強化 |

## 環境みらい像 2

# 資源循環に配慮した暮らしを実践するまち

### 2026 年度（令和８年度）の将来イメージ

サステナブルな社会の実現に向けて、資源循環に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、市民や事業者にとって日常的な習慣になっています。

食品ロスの削減やプラスチックごみ削減に向けた意識が高まり、市民や事業者は、ごみになりにくいもの、本当に必要な量だけを購入する、不要なものをもらわないなど、市民１人が１日当たりに排出するごみの量が逓減しているまちになっています。

また、循環経済への移行が進み、ごみとして捨てるものでも資源として再利用する仕組みが整い、焼却処理されたり、最終処分されるごみの量が減っています。

| 関連する SDG s | 他分野との関連 |
|---|---|
| | ・健康を含む様々な生活の質（ＱＯＬ）の向上<br>・環境の保全、資源循環に寄与する新たなビジネス<br>・安心・安全に暮らせる居住環境<br>・資源回収等による市民活動の活性化<br>・余剰食材のフードバンクでの活用 |

## 環境みらい像 3

# 自然と人が共生するまち

### 2026 年度（令和８年度）の将来イメージ

本市のシンボルである金山や八王子丘陵、古代から生活を支えてきた湧水地、歴史的象徴の社寺林や屋敷林、市街地周辺の田園、利根川や渡良瀬川、石田川などの水辺などの自然空間が市民や事業者との協働で手入れされ、多様な生き物や植物が確認できるようになり、生き物観察講座の開催が活発になっています。

まちなかでは、公園や街路樹など公共の場の緑化に加え、住宅やビルの壁面緑化、緑のカーテンの設置が進み、緑のボリュームが身近に感じられるようになっています。

| 関連する SDG s | 他分野との関連 |
|---|---|
| | ・地域の価値や魅力の向上<br>・自然とのふれあいによる健康の維持・増進<br>・エコツーリズム、グリーンツーリズム<br>・環境保全型農業による農産物の付加価値向上<br>・農産物の地産地消<br>・グリーンインフラによる地域の防災・減災力の強化 |

## 環境みらい像 4　安心して快適に暮らせるまち

### 2026 年度（令和８年度）の将来イメージ

大気や河川、騒音、放射線などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準を達成し、都市・生活型公害への苦情が減っています。

ポイ捨てや不法投棄によるごみが少なくなり、多くの市民と協働で取り組んでいる「全市一斉クリーン作戦」は、開催を重ねるごとに回収量が減る傾向が続いています。

また、集中豪雨に対する防災対策や異常高温に伴う熱中症予防のための意識が高まるなど、気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着しています。さらに、国や県と連携し、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や土砂災害の防止対策の強化が図られ、災害に強く安全・安心に暮らせるまちになっています。

| 関連する SDGｓ | 他分野との関連 |
|---|---|
| | ・地域の価値や魅力の向上<br>・健康を含む様々な生活の質（ＱＯＬ）の向上<br>・環境の保全、資源循環に寄与する新たなビジネス<br>・安全・安心に暮らせる居住環境<br>・グリーンインフラによる地域の防災・減災力の強化 |

## 環境みらい像 5　みんなで環境保全に取り組むまち

### 2026 年度（令和８年度）の将来イメージ

自然と歴史・文化にあふれた太田を愛し、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について正しい知識を学び、その解決に向けて積極的に行動できる市民や事業者になっています。

古来より連綿と続く生活の場、働く場としての太田を、より豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐため、「地球のみらいを太田から」を合言葉に、市民・事業者・市が協働してさまざまな環境保全活動に取り組む環境にやさしいまちになっています。

| 関連する SDGｓ | 他分野との関連 |
|---|---|
| | ・地域の価値や魅力の向上<br>・健康を含む様々な生活の質（ＱＯＬ）の向上<br>・協働の推進、地域コミュニティの活性化<br>・活動を通じた健康の維持・増進<br>・社会教育、生涯学習の活性化 |

## コラム：湧水地をめぐろう！

太田市内には、国内でも有数の規模をほこる大間々扇状地に涵養（かんよう）された地下水が湧き出る新田湧水群があります。畑や水田の中、住宅の一角、寺社などから地下水が湧き出しており、平地ではめずらしい一級河川（石田川）の水源となっている湧水地もあります。水温は年間を通じて一定しており、現在も貴重な灌漑用水として利用されています。

湧水地をとりまく環境の悪化が懸念されるなか、市民団体や地域住民と協働して湧水地の保全活動を続けています。

地域のオアシスでもある湧水地。お天気の良い日には、湧水地めぐりに出かけてみてはいかがですか。

# 第３章　環境施策

1　環境施策の体系

2　環境みらい像別の方針、施策

## 1 環境施策の体系

| 目標とする環境像 | 環境みらい像 | 関連するSDGs |
|---|---|---|
| 地球のみらいを太田から | 1 脱炭素に配慮した暮らしを実践するまち | |
| | 2 資源循環に配慮した暮らしを実践するまち | |
| | 3 自然と人が共生するまち | |
| | 4 安心して快適に暮らせるまち | |
| | 5 みんなで環境保全に取り組むまち | |

| 個別目標 | 施策 |
| --- | --- |
| **（1）省エネルギーの推進** | 1）家庭の省エネルギーの促進<br>2）事業者の省エネルギーの促進<br>3）公共施設の省エネルギーの推進 |
| **（2）再生可能エネルギーの利用促進** | 4）再生可能エネルギーの適切な導入の促進<br>5）広域連携による再生可能エネルギーの調達の促進 |
| **（3）脱炭素型まちづくりの推進** | 6）建物の省エネルギー化の促進<br>7）公共交通、自転車利用の促進<br>8）エネルギーの面的利用の推進 |
| **（4）４Ｒの推進** | 9）ごみの発生抑制に向けた普及、啓発<br>10）分別排出、収集の徹底<br>11）資源化推進のための仕組みづくり<br>12）循環経済への転換に向けた普及、啓発 |
| **（5）適正な処理の推進** | 13）安定的で効率的なごみ処理体制の推進 |
| **（6）生物多様性の保全** | 14）動植物の生息、生育環境の保全<br>15）動植物とふれあえる空間の創造<br>16）外来種対策の推進 |
| **（7）みどり・水辺の保全** | 17）みどりの保全<br>18）湧水地、水辺の保全、整備<br>19）公園の整備<br>20）農地の保全、活用<br>21）健全な水循環の回復 |
| **（8）公害防止対策の推進** | 22）公害防止対策の推進<br>23）監視、測定の実施 |
| **（9）安全・安心な生活環境の保全** | 24）環境美化の推進<br>25）まちなみ景観の向上 |
| **（10）気候変動適応策の推進** | 26）自然災害対策の推進<br>27）健康被害対策の推進<br>28）災害に強いまちづくりの推進 |
| **（11）環境教育・環境学習の推進** | 29）学校における環境教育の充実<br>30）地域における環境学習機会の拡充 |
| **（12）環境に配慮した行動の実践** | 31）環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換<br>32）環境活動情報の共有 |
| **（13）協働による環境活動の推進** | 33）環境ボランティア、環境リーダーの育成<br>34）環境に配慮した活動への支援<br>35）協働による環境活動、イベントの充実 |

## 2 環境みらい像別の方針、施策

**環境みらい像 1**

# 脱炭素に配慮した暮らしを実践するまち

## 施策展開の方向性

2018 年に公表された「IPCC 1.5℃特別報告書」では、将来の地球の平均気温上昇が 1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050 年前後には世界の $CO_2$ 排出量が正味ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲におよぶ移行（transitions）が必要であることなどが示されました。

これを受け、本市においては、2020 年 1 月 7 日に 2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す表明をし（ゼロカーボンシティ）、我が国では、2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

「2050 カーボンニュートラル」の実現は、約 30 年間におよぶ長期にわたる取り組みが求められることから、本計画の目標年次である 2026 年度までをカーボンニュートラル実現への加速期間としてとらえ、これまでの「排出抑制」、「低炭素」の考え方から「排出削減」、「脱炭素」の考え方へシフトし、省エネルギー行動の徹底、再生可能エネルギー利用拡大、次世代自動車の普及拡大やエネルギー利用効率の高い住宅・建築物の普及など、脱炭素型まちづくりなどの充実・強化を図ります。

また、本市で暮らし活動する人びとが、積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を展開し、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が削減された脱炭素社会の実現を目指します。

## 環境みらい像の達成目標

| 項 目 | 目標値（2026 年度） | 現状値（2020 年度） |
|---|---|---|
| 市域の温室効果ガス排出量 | 170.0 万 t-$CO_2$ | 224.8 万 t-$CO_2$（2018 年度） |
| 市の事務事業からの温室効果ガス排出量 | 19,801t-$CO_2$ | 25,854t-$CO_2$ |
| 市内の再生可能エネルギー導入容量（累計） | 600,000kW | 225,202kW |
| 天然ガスの年間利用量 | 13,000 万$m^3$ | 11,103 万$m^3$ |

## 市民の取り組み５か条

1．脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHOCE 運動」に参加しましょう。
2．市の省エネイベントに進んで参加しましょう。
3．徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動手段を心がけましょう。
4．再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しやエネルギーの効率的な使用に努めましょう。
5．住宅の新築や改築を行う場合は、省エネルギー性能の高い住宅、賃貸住宅を選ぶ際は断熱性に優れた住宅の選択に努めましょう。

## 事業者の取り組み５か条

1．脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHOCE 運動」に参加しましょう。
2．市の省エネイベントに進んで協力しましょう。
3．環境マネジメントシステム※1（環境ＧＳ〈ぐんまスタンダード〉認定制度※2、エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入しましょう。
4．事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施しましょう。
5．再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しやエネルギーの効率的な使用に努めましょう。

※１　事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。
※２　事業者が温室効果ガスを持続的に削減するための「環境マネジメントシステム」を整備し、これを組織的に運用することを支援する群馬県の事業。

## 太田市の温室効果ガス排出量削減目標

日本ではパリ協定に基づき、『2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 46.0%削減』とする削減目標を「地球温暖化対策計画」において掲げています。

太田市においても国の削減目標と同等の削減目標として、以下の削減目標を掲げます。

**市域からの温室効果ガス排出量を
2026（令和８）年度までに 2013（平成 25）年度比で
32%削減**

**市域からの温室効果ガス排出量を
2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で
46%削減**

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、運輸部門を中心に更なる省エネ行動の促進、再生可能エネルギーの利用拡大などに向けた追加対策を実施します。

また、長期目標（本計画期間外）として、2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ※1を目指します。

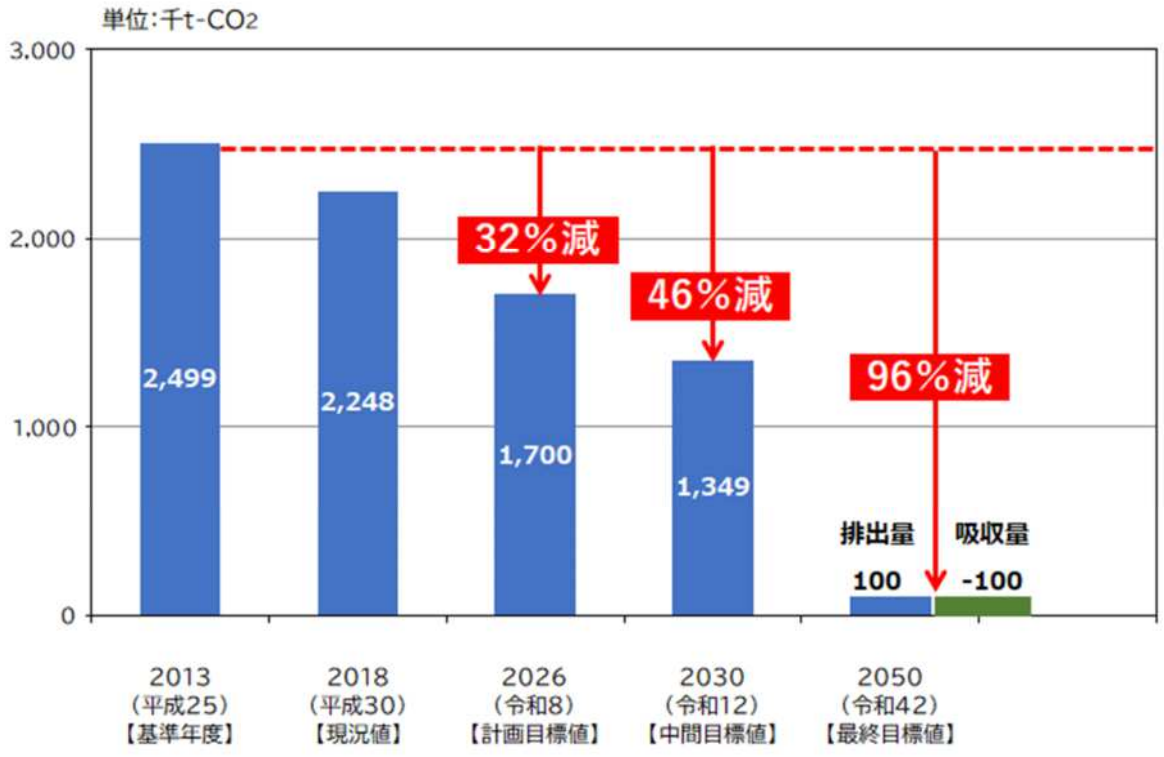


※1 $CO_2$などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

## コラム：削減目標の設定について

### ●削減量の考え方

基準年度からの削減量は、現状すう勢（現在、実施中の対策のみを継続した場合）による削減量、電力排出係数※１改善による削減量、対策強化による削減量を積み上げた数値です。

対策強化量とは、太田市として実施可能な脱炭素に向けた行動変容の促進、再エネ設備や省エネ型設備機器の導入・更新の支援、指導・誘導による建築物の省エネ化促進などであり、国や県の制度変更や社会経済システムの変化による対策量は見込んでいません。

なお、2030年度の電力排出係数は国地球温暖化対策計画を参考に0.250kg-$CO_2$/kWh、2026年度は過去の排出係数のトレンドから予測した0.352 kg-$CO_2$/kWh で算出しています。

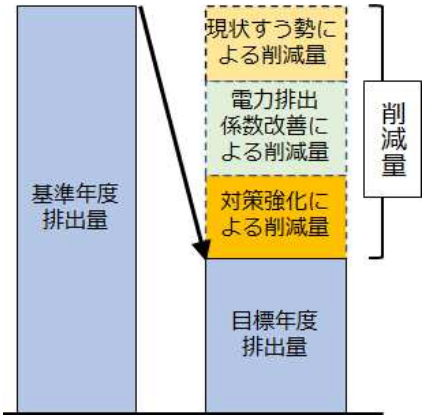


### ●部門別削減目標について

コロナ禍による社会生活の変容は、各部門におけるエネルギー消費にも大きな影響を与えています。産業部門や業務その他部門においては、エネルギー消費や排出量が減少している一方で、家庭部門からのエネルギー消費や排出量が増加していることが予想されます。

しかしながら、本計画策定時点においては、コロナ禍の影響を反映した統計データが公表されていないこと、産業部門や業務その他部門においてはコロナ禍からのリカバリーを講じていく必要があることなどを考慮し、部門別目標値については、2030（令和12）年度時点における目安として設定をしました。

**2030（令和12）年度部門別削減目標の目安**

| 部門 | 2013年度 基準年度排出量 (千t-$CO_2$) | 2030年度 目標排出量 (千t-$CO_2$) | 基準年度からの削減量（千t-$CO_2$） | | | | | 基準年度比削減率（%） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | BAU分 | 対策強化分（排出係数改善含む） | | | | うち対策強化分 |
| | | | | | | 排出係数改善分 | 対策強化分 | | |
| 産業 | 1,361.8 | 674.4 | -687.4 | -324.2 | -363.2 | -360.2 | -3.0 | -50.5% | -0.2% |
| 業務その他 | 375.7 | 110.5 | -265.2 | -205.0 | -60.3 | -58.3 | -2.0 | -70.6% | -0.5% |
| 家庭 | 299.9 | 138.2 | -161.8 | -25.9 | -135.9 | -85.9 | -50.0 | -53.9% | -16.7% |
| 運輸 | 438.6 | 395.5 | -43.1 | -10.9 | -32.2 | -5.2 | -27.0 | -9.8% | -6.2% |
| 廃棄物 | 23.4 | 30.7 | 7.3 | 9.3 | -2.0 | 0.0 | -2.0 | 31.4% | -8.6% |
| 計 | 2,499.5 | 1,349.3 | -1,150.1 | -556.6 | -593.6 | -509.6 | -84.0 | -46.0% | -3.4% |

### ●削減量について

2030（令和12）年度までに温室効果ガスを46%削減するためには、基準年度である2013（平成25）年度から1,150千 t-$CO_2$を削減する必要があります。

そのため、これまでの省エネ行動の徹底などの取り組みに加え、削減効果の大きい再生可能エネルギーの導入拡大や建築物の省エネ化に重点をおきながら対策を進めていきます。

**2030（令和12）年度までの削減量の内訳**

| 削減量の内容 | 削減量 |
|---|---|
| 電力の排出係数改善による削減量 | 510 千t-$CO_2$ |
| 再エネ導入による削減量 | 347 千t-$CO_2$ |
| 省エネ行動の強化による削減量 | 62 千t-$CO_2$ |
| 省エネ機器・設備への更新による削減量 | 78 千t-$CO_2$ |
| 省エネ建築物への改修による削減量 | 153 千t-$CO_2$ |
| 合 計 | 1,150 千t-$CO_2$ |

※１ 電力1kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素を排出したかの目安となり、原子力等の非化石や水力や太陽光等の再生可能エネルギーの割合が多くなると、値が改善します。

取り組み方針

# 省エネルギー化の促進

## （1） 家庭の省エネルギー化の促進

市民にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等を開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進などの取り組みを推進していきます。

さらに、省エネタイプの機器導入に向けた支援を図ります。

## （2） 事業所の省エネルギー化の促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検の実施の周知と普及などの取り組みを推進していきます。

## （3） 公共施設の省エネルギー化の推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | COOL CHOICE運動への参加呼びかけなど、家庭・事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、適切な情報提供や助成を実施します。 | 環境政策課 |
| 2 | 家庭における高効率機器や次世代自動車の設置・購入を促進します。 | 環境政策課 |
| 3 | 群馬県温暖化防止活動推進員による省エネ出前講座や省エネ診断等を活用し、家庭・事業所におけるエネルギー使用状況の把握や、エネルギー使用量の削減を促進します。 | 環境政策課 |
| 4 | 省エネルギー対策に関する情報提供を行い、事業者の省エネルギー活動を促進します。 | 環境政策課 |
| 5 | 省エネルギー対策に関する情報提供を行い、家庭の省エネルギー活動を促進します。 | 環境政策課 |

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 6 | 地球温暖化防止活動補助金制度を活用した家庭におけるHEMS※1や事業所・店舗におけるBEMS※2などによる省エネルギー行動の実施効果の見える化を促進します。 | 環境政策課 |
| 7 | 環境マネジメントシステム（環境ＧＳ〈ぐんまスタンダード〉認定制度、エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）の導入を促進します。 | 環境政策課 |
| 8 | エコドライブを促進し、エネルギーを無駄にしない運転についての情報提供を実施します。 | 環境政策課<br>交通対策課 |
| 9 | 「太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。 | 全課 |
| 10 | 公共施設では、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。 | 全課 |
| 11 | 市民や事業者の行動変容を促す「ナッジ※3」などの取り組みを検討します。 | 全課 |

※１　Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。
※２　Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御によりエネルギー利用を最適化する管理システムのこと。
※３　罰則や行動を制限したり限定せずに無意識下に働きかけて、本人が良い選択をできるように後押しすること。例：男子トイレの小便器にハエを描き、的を無意識下に絞らせて、床の清掃費をコストダウンすることや、店内で果物をレジとなりに配置し、ジャンクフードを別の場所に移動させ、無意識下に健康に配慮を促すことなど。

## コラム：エネルギー消費量と温室効果ガス排出量

**●エネルギー消費量とは？**

ガソリン、軽油、都市ガスなど化石燃料の使用、化石燃料を用いて発電された電力や熱の使用によって得られる発熱量のことで、単位はＪ（ジュール）です。消費量には、再生可能エネルギーは含まれていません。

エネルギー消費量は、以下の式であらわすことができます。

エネルギー消費量＝燃料の使用量×燃料別発熱量

**●温室効果ガス排出量とは？**

主にガソリン、軽油、都市ガスなどの化石燃料の使用、化石燃料を用いて発電された電力や熱の使用によって排出される二酸化炭素量のことで、単位は$kg\text{-}CO_2$あるいは$t\text{-}CO_2$です。排出量には、再生可能エネルギーは含まれていません。

二酸化炭素排出量は、以下の式であらわすことができます。

二酸化炭素排出量＝燃料の使用量×燃料別排出係数

二酸化炭素排出量＝エネルギー消費量×エネルギー種別排出係数

すなわち、二酸化炭素排出量を減らすということは、化石燃料によるエネルギー消費量を減らすこと、あるいは化石燃料によるエネルギー消費量を再生可能エネルギーに置き換えるということになります。

取り組み方針

# 再生可能エネルギーの導入

## （1） 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムや省エネルギー型住宅等に関する情報の発信や啓発を推進します。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | 太陽光発電など再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。 | 環境政策課 |
| 2 | 公共施設では、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。 | 全課 |
| 3 | 自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入拡大による住宅や事業所でのエネルギー創出を図ります。 | 環境政策課 |
| 4 | 再生可能エネルギー由来の電力を供給している電力会社への切り替えを呼びかけます。 | 環境政策課 |
| 5 | 再生可能エネルギーの余剰電力の蓄電やピークシフト等に資する蓄電池の導入を促進します。 | 環境政策課 |
| 6 | 防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、コージェネレーション、電気自動車（EV）、蓄電池等）を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。 | 災害対策課<br>環境政策課 |
| 7 | 住宅や工場、商業施設、公共施設などの未活用の屋根や遊休地への太陽光発電の導入・拡大方策について検討します。 | 環境政策課 |
| 8 | J－クレジット制度※1などを活用した再生可能エネルギーの導入・拡大方策について検討します。 | 環境政策課 |
| 9 | 地元との合意形成を十分に図り、防災や生活環境、自然環境に配慮した再生可能エネルギー設備の設置を進めるための要綱やガイドラインの制定について検討します。 | 環境政策課 |
| 10 | 水素エネルギーの利活用や導入促進策を検討します。 | 環境政策課 |
| 11 | 再生可能エネルギー導入モデル地区について検討します。 | 環境政策課 |

※1　温室効果ガスの排出削減量や吸収量を売買可能な「クレジット」として国が認証する制度。

## （２）広域連携による再生可能エネルギーの調達の促進

全国の自治体や企業との広域的連携によるカーボンオフセット、再生可能エネルギーの調達方法について検討します。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | J－クレジット制度などを活用したカーボンオフセットの導入・拡大方策について検討します。 | 環境政策課 |
| 2 | PPAモデルなど地域間連携による再生可能エネルギーの調達方法について検討します。 | 環境政策課 |

### コラム：なぜ、再生可能エネルギーの導入拡大が必要なのか？

**●エネルギーとは？**

エネルギーとは、「仕事をする能力」のことで、調理や給湯のように熱を出す働きや、家庭の照明のように光らせる働き、自動車や鉄道のように物を動かす働き、テレビやラジオのように音を出す働きがあります。私たちの日常生活や経済活動において、エネルギーはさまざまな形に変換され、利用されています。

例えば、2018年度における本市の一般的な家庭では、年間約38 GJ のエネルギーを消費しています。日々の生活を営む上でエネルギーは必要不可欠なものですが、このエネルギーの原材料として、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料が使われています。

**●再生可能エネルギーがはたす役割**

本計画では、長期目標（本計画期間外）として、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを掲げており、これをエネルギー消費量に換算すると「2050年度までにエネルギー消費量を96%削減」となります。

しかしながら、日常生活や経済活動に必要不可欠なエネルギー消費量を96%減らすということではありません。化石燃料を原材料としたエネルギー消費量を96%減らすということです。

すなわち、無駄なエネルギーの消費は抑えつつも、必要不可欠なエネルギーは、現在の化石燃料由来のエネルギーから、二酸化炭素を排出しない太陽光などの再生可能エネルギーに置き換えていくということになります。

例えば、一般的な家庭では、2050年度までに省エネ行動の徹底や省エネ家電の導入などを行ったとしても年間約30 GJ のエネルギーが必要と予測されます。この必要とするエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄うことによって、日々の生活を快適に営みつつ、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出量をゼロに抑えることが可能となるのです。

**エネルギー消費量の削減の考え方**

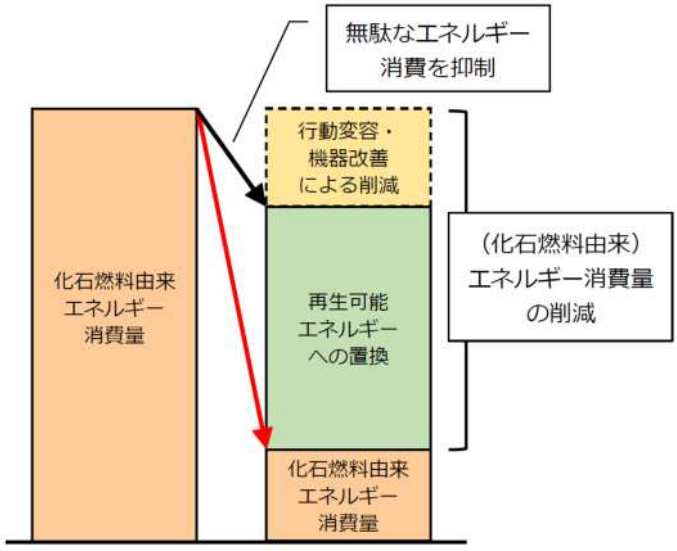

取り組み方針

# まちの脱炭素化の推進

## （1） 省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の促進

戸建住宅や集合住宅の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物・設備とするよう普及・啓発を行います。

## （2） 公共交通、自転車利用の促進

自動車の使用について次世代自動車の普及を図るとともに、エコドライブへの心がけを啓発するため、ＰＲを展開します。

また、市民や本市を訪れた人が鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

## （3） エネルギーの面的利用の推進

災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築やエネルギーの面的利用等に向けた取り組みを推進します。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | 建築物の新築・改築時においては、建築物省エネ法や低炭素促進法に基づき、エネルギーの地産地消（創エネ・省エネ・蓄エネ）などエコ建築物への指導・誘導を図り、市街地の脱炭素化を促進します。 | 建築指導課<br>環境政策課 |
| 2 | 屋上緑化や壁面緑化の促進、みどりのカーテンの普及など、まちの脱炭素化に貢献する緑化を促進します。 | 環境政策課<br>各施設担当課 |
| 3 | 公共交通の利便性を高め、利用しやすくし、エネルギーの効率化が図れる公共交通機関の利用を促進します。 | 交通対策課<br>環境政策課 |
| 4 | 生活道路の整備をし、歩行者等の利便性を高めます。 | 道路整備課 |
| 5 | エコドライブへの心がけを啓発するため、ＰＲを展開します。 | 環境政策課<br>交通対策課 |
| 6 | 電気自動車充電設備や水素ステーションなど、次世代自動車の普及促進に必要なインフラ整備を検討します。 | 環境政策課 |
| 7 | 都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、都市機能や居住の誘導をするとともに、公共交通網の再編により、生活サービス機能へアクセスしやすい環境を整えたコンパクトシティ・プラス・ネットワーク型のまちづくりを目指します。 | 都市計画課<br>交通対策課 |
| 8 | 防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、コージェネレーション、電気自動車（EV）、蓄電池等）を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。 | 災害対策課<br>環境政策課 |

## コラム：建築物の省エネ化の効果と ZEH、ZEB、V2H

**●建築物の省エネ化の効果**

住宅や業務ビルにおけるエネルギー消費の約３割を冷暖房の使用が占めており、建物の断熱性能を向上させることで、市域のエネルギー消費量を大きく削減できます。

既存の住宅などはリフォームの際に、建物の断熱性能や日射遮蔽性能などを向上させた省エネ住宅とすることで、従来の住宅よりエネルギー消費が約30～35%削減できます。

**●ZEH（ゼッチ）、ZEB（ゼブ）とは？**

ZEH（ゼッチ）、ZEB（ゼブ）とは、建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅、ビルのことです。

国では、2030年までに新築の建築物の平均で ZEH、ZEB の実現を目指しており、建設会社やハウスメーカーなどでは、建築物の ZEH 化、ZEB 化に向けた動きが加速しています。

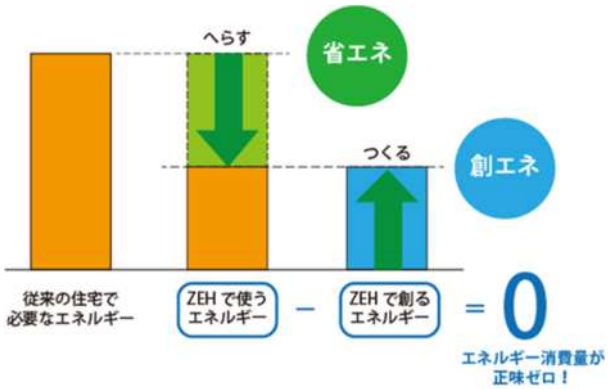


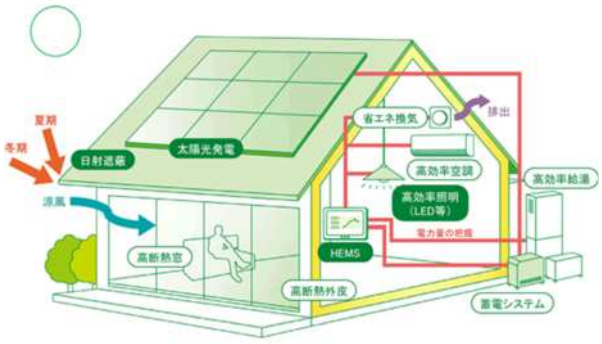


出典：経済産業省

**●ZEH、ZEB のメリット**

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができるほか、台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができるなどのメリットがあります。

さらに、ヒートショック防止などの健康面でもメリットがあります。

**■V２H（ビークル・トゥ・ホーム）**

Ｖ２Ｈ（ビークル・トゥ・ホーム）は、電気自動車に搭載された電池に充電された電気を、住まいと双方向でやりとりするためのシステムです。停電した場合でも、Ｖ２Ｈを用いることで電気自動車にためた電気を住まいへ供給できるため、電気自動車を災害時の非常電源として活用することができます。

V2H を利用するためには V2H 対応の電気自動車を導入する必要があるほか、電気自動車と家を接続するパワーコンディショナーが必要です。

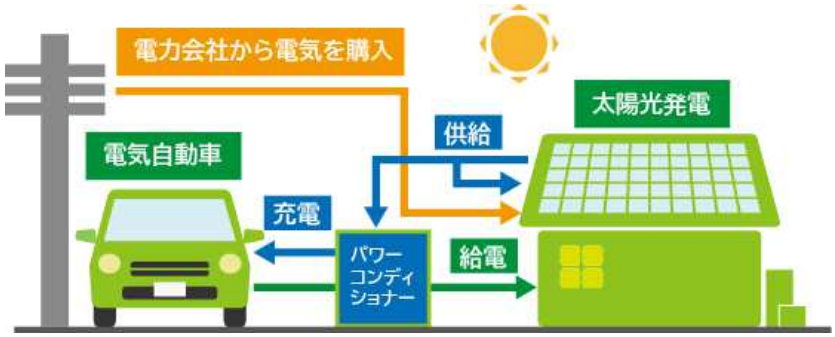

環境
みらい像
2

# 資源循環に配慮した暮らしを実践するまち

## 施策展開の方向性

有限な資源の永続性を確保するため、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会のあり方を根本から見直し、人の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなど、あらゆる物を資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築するものです。そのために、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減するシステムの実現が重要です。

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、余計なものは買わない、使わない、貰わないこと（発生回避：リフューズ）とごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を推進することが必要です。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことが可能です。

４R の周知を中心とする取り組みを展開していますが、人口増加や製造業を中心とする経済活動が好調であったことなどを要因とするごみの総排出量及び市民 1 人１日当たりのごみの排出量が増加していることから、引き続き、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生回避（リフューズ）、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の４R の推進に、市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、分別排出の徹底による資源化の促進、収集運搬作業の効率化など、ごみ処理体制を充実していきます。

## 環境みらい像の達成目標

| 項 目 | 目標値<br>（2026 年度） | 現状値<br>（2020 年度） |
|---|---|---|
| ごみ総排出量 | 76,624t | 81,439t |
| 市民１人１日当たりのごみの排出量 | 989g | 995g |
| 資源化率 | 17.2% | 14.9% |

※目標値は太田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、現状値はごみ処理フローより。

## 市民の取り組み５か条

１．ごみ出しルールに基づいて、正しく分別して出すことを徹底しましょう。
２．すぐにごみになるもの、資源化しにくいものは買わないようにしましょう。
３．生ごみを出す場合は、水分を良く切り、ごみを減量しましょう。
４．家庭や飲食店では、食品の食べ残しが発生しないようにしましょう。
５．買い物はマイバッグを持参し、可能な限りレジ袋は受け取らないようにしましょう。

## 事業者の取り組み５か条

１．資源化できるごみの分別を徹底し、リサイクルしましょう。
２．リサイクルＢＯＸの設置に努めましょう。
３．ばら売りや量り売りを増やしましょう。
４．飲食店では、食品の食べ残しが発生しないよう利用者に呼びかけましょう。
５．フードバンク事業※1に協力しましょう。

※１　食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を、企業や個人から提供を受け、生活困窮者に配布する事業。

### コラム：ごみの出し方にひと工夫を！

**生ごみを＂ひと絞り”！**

生ごみの 80%が水分です。ごみステーションに出す前に、＂ひと絞り”するだけで、大幅なごみ減量ができます。

水切りネットや市販のひと絞りグッズを活用してみましょう。

### コラム：使い捨てプラスチックを減らそう！

**特定プラスチック使用製品を減らす**

消費者と事業者が協力して、使い捨てのスプーンやフォーク、ストローなどの特定プラスチック使用製品の使用を減らしていきましょう。

**レジ袋を減らす**

マイバックを持参してレジ袋の使用を減らしましょう。

取り組み方針

# ４Ｒの推進

## （1）ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、発生回避、発生抑制、再使用、再利用によるごみの減量化・資源化のための情報を継続して提供します。

市民や事業者の独自性を優先した発生抑制の取り組みを推進するために、地域団体と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

また、新たな分別・資源化、使い捨てプラスチックの使用削減や食品ロスを抑制する取り組みなど、ごみの減量化に対して効果のある諸制度について、幅広く情報を収集し、必要に応じて導入を検討します。

## （2）分別排出・収集の徹底

ごみの発生抑制をはじめ、資源化をより一層進めていくために、ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者に提供し、分別排出の徹底を図ります。

## （3）資源化推進のための仕組みづくり

分別排出・収集の徹底、不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくりを行うとともに、資源物の集積所回収をはじめ、市民団体等による集団回収活動への支援など、誰もが参加しやすい資源物回収事業に引き続き、取り組んでいきます。

また、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取り組みにつなげるための情報発信を行っていきます。

## （4）循環経済への転換に向けた普及、啓発

従来の環境活動としての 4R の取り組みから、持続可能な経済成長・発展を実現する経済システムである循環経済※への転換を促進します。

※　資源や製品を経済活動の様々な段階（生産・消費・廃棄など）で循環させることで、資源やエネルギーの消費や廃棄物発生を無くしながら、かつその循環の中で付加価値を生み出すことによって、経済成長と環境負荷低減を両立するための国際的かつ協調的取り組み。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | ごみの減量化のため、ごみの発生回避（リフューズ）と発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の更なる推進に主眼を置きながら、再生利用（リサイクル）を含む４Rを推進します。 | 清掃事業課 |
| 2 | 買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに簡易包装による購入やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。 | 清掃事業課 |
| 3 | 家庭や飲食店等に対し、食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。 | 清掃事業課 |
| 4 | ごみの出し方（分別収集、収集日時、各集積所の管理）の周知を図るため、普及啓発活動（リーフレットの作製、啓発動画の配信）を行います。 | 清掃事業課 |
| 5 | 生ごみの減量化及びたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理機・容器が普及するよう支援します。 | 清掃事業課 |
| 6 | 地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。 | 清掃事業課 |
| 7 | ごみ減量と森林資源保護のため、紙パック・古紙等の回収、再生利用を進めるとともに、市民団体への支援を行います。 | 清掃事業課 |
| 8 | 空かん、空びん、ペットボトル等の回収、資源化及び再生利用を推進します。 | 清掃事業課 |
| 9 | 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、分別収集の普及啓発活動を行います。 | 清掃事業課 |
| 10 | 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、再生資源、再生部品の利用に努めます。 | 全課 |
| 11 | 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定の建設資材について再資源化等の促進に努めます。 | 工事発注担当課 |
| 12 | 庁内から排出されるごみの分別収集や機密文書の溶解処理（セキュリティリサイクル）などリサイクルを推進します。 | 全課 |
| 13 | 公共施設において、使用済み小型家電、廃食用油、使用済インクカートリッジの回収を行い、リサイクルを啓発します。 | 清掃事業課 |
| 14 | 海洋プラスチックごみの問題について理解を深めるとともに、使い捨てのプラスチック製品の使用を削減するよう啓発します。 | 清掃事業課 |
| 15 | 循環経済の意義について周知するとともに、市民に対する賢い消費行動の呼びかけ、事業所に対する環境配慮型製品の設計・製造・販売を呼び掛けていきます。 | 清掃事業課 |

取り組み方針

# 適正処理の推進

## （1） 安定的で効率的なごみ処理体制の推進

高齢者世帯の増加など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全に配慮した収集・運搬を行います。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | ごみの分別品目について、法令やリサイクル技術の動向や市民意識などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。 | 清掃事業課 |
| 2 | 収集運搬方法の効率化や、ごみ出し困難を伴う市民への対応など、より良い収集方法について検討します。 | 清掃事業課<br>長寿あんしん課 |

### コラム：太田市外三町広域ごみ分別アプリを活用しよう！

**●ごみ分別アプリとは？**

「このごみは燃えるごみ？それとも燃えないごみ？」、「このごみを出すときの注意点は何？」、「ごみを出し忘れてしまった！」このような経験はありませんか？

ごみ分別アプリでは、資源・ごみの分別や地域別の回収・収集日の検索機能、また出し忘れを防止するアラート機能等、資源やごみに関する様々な情報を手軽に確認することができます。

スマートフォンやタブレット端末をお持ちの方は無料でダウンロードできますのでぜひご利用ください。

**●ごみ分別アプリの主な機能**

◆ごみ分別辞典：ごみの分別方法、出し方、注意点等を確認することができます。
◆ごみの出し方：ごみの種類（燃えるごみ・燃えないごみ等）ごとに出し方を確認することができます。
◆カレンダー：収集日を週ごと、月ごとに確認することができます。
◆アラート設定：収集日を前日や当日の指定した時間にお知らせします。
◆よくある質問：Q&A 形式でよくお問い合わせいただく質問を確認できます。
◆お知らせ：市や町からのお知らせを確認できます。

環境
みらい像
3

# 自然と人が共生するまち

## 施策展開の方向性

本市には、シンボルである金山や八王子丘陵をはじめとする多くの緑があります。さらに、古代から生活を支えてきた新田湧水群、歴史的象徴の社寺林や屋敷林、市街地周辺の田園、利根川や渡良瀬川、石田川などの多様な環境要素が存在するため、多種多様な動植物が生息・生育し、生物多様性が豊かな地域となっています。

しかしながら、近年は都市化が進む中で、これらの自然空間が失われつつあり、加えて、外来生物やイノシシをはじめとする鳥獣被害が深刻な問題となっており、生態系への悪影響のほか、農作物被害や家屋被害も発生しています。

森林や水辺、農地などは、空気浄化や水源涵養(かんよう)の機能を有するほか、動植物の生息・生育空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

これらの大切な自然を次世代へと引き継いで「自然と人が共生するまち」を実現するために、緑地や水辺の改変、遊休農地や耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育域である豊かな自然の維持・向上に向けた取り組みを展開します。また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

さらに、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

## 環境みらい像の達成目標

| 項 目 | 目標値<br>（2026 年度） | 現状値<br>（2020 年度） |
|---|---|---|
| 市民１人当たりの都市公園面積 | 13.10 ㎡ | 12.20 ㎡ |
| 新たな湧水地の発見数 | 5 | 3 |

## 市民の取り組み５か条

1．湧水地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加しましょう。
2．市や地域の緑化活動に進んで協力、参加しましょう。
3．自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加しましょう。
4．身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めましょう。
5．地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めましょう。

## 事業者の取り組み５か条

1．市民や市が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力・参加しましょう。
2．市や地域で行う緑化運動に協力しましょう。
3．身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めましょう。
4．地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めましょう。
5．敷地内や屋上などの緑化に努めましょう。

# 市の取り組み

取り組み方針

## 生物多様性の保全

### （1）動植物の生息・生育環境の保全

市内の緑地や水辺などには、環境省のレッドデータブックに記載された貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の実態を定期的に把握するために、生物多様性の保全に向けた指針の策定や施策の実施に努めるほか、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。

さらに、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

### （2）動植物とふれあえる空間の創造

市民が、生物多様性の大切さが実感できるように、自然観察イベント等の取り組みの実施や親水公園や河川等の適切な維持管理の実施など、動植物とふれあえる機会と場を提供していきます。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | 自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市内のボランティアやＮＰＯ法人等と協働して、動植物の実態把握に努めます。 | 環境政策課 |
| 2 | 希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、適切な保全策を講じます。 | 環境政策課 |
| 3 | 平地林を保ちながら自然共生に努めます。 | 花と緑の課 |
| 4 | 「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。 | 環境政策課 |
| 5 | 野生動植物に親しめる場として、八王子丘陵などの自然観察ができる場所の適切な維持管理を実施します。 | 花と緑の課<br>農村整備課 |
| 6 | 自然観察イベント等の開催を図ります。 | 環境政策課 |
| 7 | 生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。 | 環境政策課 |

取り組み方針

# みどり・水辺の保全

## （1） 緑地の保全・創出

本市のみどりのシンボルである金山や八王子丘陵をはじめ、歴史的象徴の社寺林や屋敷林など地域の里山・平地林の保全に向けて、地域の市民や団体の協力を得て、適切な維持管理の取り組みを進めます。

また、地域住民と協働して在来植生に配慮した雑木林の再生に取り組みます。

## （2） 湧水地、水辺の保全、整備

新田地域の湧水地や市内河川などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めます。

市民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を継続するとともに、より多くの市民の興味を引きつける活動内容を立案し、水辺の保全活動への参加率を高めていきます。

## （3） 公園の整備

公園やビオトープ等の整備を着実に推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、屋敷林をはじめとする既存のみどりを守るとともに、公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化指導を推進し、市内のみどりを保全・創出していくとともに、市民による緑化活動を支援します。

## （4） 農地の保全、活用

作物の生産や良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間といった多面的な役割を担う農地を保全するため、遊休農地や耕作放棄地の解消に努めます。

また、イノシシをはじめとする鳥獣被害においても、地域住民や猟友会などと協力し、農作物や家屋等の被害防止に努めます。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | 自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園や広場の整備を進めます。 | 花と緑の課 |
| 2 | 街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備を通して、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間をつくります。 | 花と緑の課 |
| 3 | 金山の赤松保全活動などの森林保全に努めます。 | 農業政策課 |
| 4 | 現存する巨樹・巨木等の維持管理を支援し、みどりの保全を図ります。 | 花と緑の課 |

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 5 | 地域住民と協働して平地林の整備や活用に努めます。 | 花と緑の課 |
| 6 | 公共施設の整備の際には、積極的に緑化を進めます。 | 各施設担当課 |
| 7 | 湧水調査を実施し、保全整備を行います。 | 環境政策課 |
| 8 | 市内のボランティアやＮＰＯ法人等と協働して、市民参加による河川や湧水地などの水辺の維持管理の推進やイベント活動を展開し、市民が水辺に親しめる機会を提供します。 | 環境政策課 |
| 9 | 大規模開発行為又は建築行為に対して、「太田市開発許可制度の手引き」に基づき、緑化や公園緑地の設置等の指導を行い、みどりを確保します。 | 建築指導課 |
| 10 | みどりや花による緑化活動を行う市民団体等に対し、支援や育成を行います。 | 花と緑の課 |
| 11 | 農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。 | 農村整備課 |
| 12 | 遊休農地や耕作放棄地を解消するため、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等の効率的な活用を図ります。 | 農業政策課 |
| 13 | 地産地消により、地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や地場産品の学校給食への活用などを推進します。 | 農業政策課 |
| 14 | イノシシなどの鳥獣被害対策を、地域住民や猟友会などと協力し、農作物や家屋等の被害防止に努めます。 | 農業政策課 |

【上州太田ビオトープの里】

## コラム：新田湧水群周辺に生息する希少な植物

新田湧水群周辺には貴重な絶滅危惧種の植物が生育しています。

これらの植物は将来絶滅するおそれがあり、市内のボランティアやＮＰＯ法人などと協働して、実態把握と保全に向けた取り組みを進めています。

**①ナガエミクリ（ミクリ科の多年草 絶滅危惧Ⅱ類）**

学名：Sparganium japonicum Rothert

多年草で、湖沼や池、河川などに成育する希少な抽水・浮葉植物である。ミクリより小さく、混生地ではミクリより流れの速い所に群生する。

**②ミクリ（ミクリ科の多年草絶滅危惧Ⅱ類）**

学名：Sparganium erectum L.

群生する多年草で、池沼、水路や溝などの水の浅いところに成育し、地下茎が横に伸びて繁殖する抽水植物。6月～8月に葉の間から茎を出し球状の穂をつけ、雌の穂が熟すと果実は大きな金平糖のような形になる。

**③サイコクヒメコウホネ（スイレン科コウホネ属の多年草絶滅危惧Ⅱ類）**

学名：Nuphar saikokuensis Shiga et Kadono

湖沼やため池、河川、水路などに生育する浮葉～抽水植物。花は径2.5～3.5cm で花期は6～10月。浮葉は卵型で長さ10～30cm、幅7～20cm。

**④カワヂシャ（オオバコ科クワガタソウ属の越年草準絶滅危惧種）**

学名：Veronica undulata Wall.

水田や川岸など多湿なところに多く生育する越年草。幼苗は秋に発生し、春になって茎が立つ。5月～6月に葉の付け根から細長い柄を伸ばし、ふさ状に数多く白い花をつける。種子などにより繁殖する。

①ナガエミクリ

②ミクリ

③サイコクヒメコウホネ

④カワヂシャ

環境
みらい像
4

# 安心して快適に暮らせるまち

## 施策展開の方向性

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取り組みを実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

また、魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の向上、廃棄物の不法投棄の発生抑止や、『太田市景観計画』等に基づく、開発行為等における景観への取り組みを実施していきます。

さらに、これまでの温室効果ガスの削減のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていきます。気候変動の影響は様々な分野におよびますが、本市においては健康安全面での対策や浸水被害への対策を推進していきます。

## 環境みらい像の達成目標

| 項 目 | 目標値<br>（2026 年度） | 現状値<br>（2020 年度） |
|---|---|---|
| 大気汚染、河川水質、大気ダイオキシン類、水質ダイオキシン類、放射線の環境基準達成割合 | 100% | 78.6% |
| まちなみの美しさに対する市民の満足度 | 20% | 12.8%※<br>（2015 年度） |
| クールシェアスポット数 | 30 か所 | 16 か所<br>（2019 年度） |

※ 平成28年2月に実施した『太田市の環境についてのアンケート調査【市民向け】』による「満足」と「やや満足」を合算した回答割合。

## 市民の取り組み５か条

1．ごみやタバコのポイ捨てはせず、ペットのフンは必ず持ち帰りましょう。
2．家庭ごみなどの野焼き、不法投棄はせず、適正に処理しましょう。
3．地域の美化運動に積極的に協力しましょう。
4．エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎みましょう。
5．災害への備えを確認しましょう。

## 事業者の取り組み５か条

1．法令や条例などに基づく規制・基準を遵守しましょう。
2．法律に基づき廃棄物を適正に処理しましょう。
3．地域の美化運動に積極的に協力しましょう。
4．クールシェアスポットの活用に協力しましょう。
5．災害への備えを確認しましょう。

# 市の取り組み

取り組み方針

## 公害防止対策の推進

### （1）公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導、立ち入り検査の実施など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

### （2）監視、測定体制の充実

大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | 生活環境を保全するため、事業所や工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。 | 環境政策課 |
| 2 | 大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めます。 | 道路整備課 |
| 3 | 生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討、幹線道路（都市計画道路）の整備を進めます。 | 道路整備課<br>交通対策課 |
| 4 | 大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策について県と連携を図ります。 | 建築指導課 |
| 5 | 足尾銅山山元対策の経過監視を継続していきます。 | 環境政策課 |
| 6 | 大気、水質、騒音・振動などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。 | 環境政策課 |
| 7 | 土砂等の汚染や崩落等の災害の発生を防止するため、小規模の埋立等に許可制を設け規制を行います。 | 環境政策課 |

取り組み方針

# 快適なまちなみの形成

## （1） 環境美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対する市民・事業者のモラルを向上させるとともに、地域との協働によるまちの美化の取り組みとして、「クリーン作戦」等を実施し、ごみの少ないきれいなまちを目指します。

## （2） まちなみ景観の向上

良好なまちの景観を形成するため、『太田市景観計画』等に基づく、開発行為等における景観への取り組みを実施し、地域の特色を活かした太田らしい景観づくりを推進します。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | 快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみやたばこのポイ捨てや犬のフン害防止等、まちの美化に関する市民の意識の向上を図ります。 | 環境政策課 |
| 2 | 廃棄物の不法投棄に対する県や警察との協力関係を強化します。 | 環境政策課 |
| 3 | 市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。 | 環境政策課 |
| 4 | 建築や建設などの行為、開発行為等にあたっては、『太田市景観計画』等に基づきながら、景観や環境に配慮するよう指導を行います。 | 都市計画課<br>建築指導課 |
| 5 | 地域の特色を活かした良好なまちなみを形成するため、地区計画の活用を検討します。 | 都市計画課 |

【太田市美術館・図書館】

取り組み方針

# 気候変動適応策の推進

## （1）自然災害対策の推進

豪雨の増加や台風の大型化等による浸水や土砂崩れ、河川の氾濫などの災害への防災対策を推進します。

また、太田市防災マップや避難所マップの周知を図り、市民の防災意識の向上を促進します。

## （2）健康被害対策の推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、都市部の高温化が進み、熱中症の発症リスクが高まっていることから、高齢者等市民へ向けて予防に関する情報提供などの普及啓発を行っていくほか、公共施設をはじめ、事業者へ「まちかどクールスポット」の設置を呼びかけます。

## （3）災害に強いまちづくりの推進

気候変動による市域への影響や対策について情報提供を行うなど、気候変動適応の考え方の周知を図ります。

また、気候変動の影響による被害を最小限とするため、関係機関と連携しながら、地域の防災・減災力の強化に努めます。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | 雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。 | 道路整備課<br>道路保全課<br>建築指導課<br>農村整備課 |
| 2 | 太田市防災マップや太田市避難所マップ、おおた安全・安心メールの周知を図り、市民の防災意識の向上を促進します。 | 災害対策課<br>環境政策課 |
| 3 | 熱中症患者の発生を予防するため、県と連携して市内の公共施設や事業所を「クールシェアスポット」として認定し、休息施設としての利用を促進します。 | 環境政策課 |
| 4 | 熱中症の発生を抑制するため、ホームページや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高齢者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。 | 環境政策課 |
| 5 | 光化学オキシダント注意報発令時における周知の迅速化を図ります。 | 環境政策課 |
| 6 | 地表面や屋上の緑化、透水性舗装の拡大など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取り組みを推進します。 | 環境政策課<br>各施設担当課 |

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 7 | 土砂等の汚染や崩落等の災害の発生を防止するため、小規模の埋立等に許可制を設け規制を行います。 | 環境政策課 |
| 8 | 気候変動による影響やリスク、防災・減災に関する情報提供と学習講座等の開催を図ります。 | 災害対策課 |
| 9 | 気候変動の影響による被害を最小限とするため、関係機関と連携し、地域の防災・減災力の強化など、気候変動適応に関する施策について検討します。 | 災害対策課 |
| 10 | 防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、コージェネレーション、電気自動車（EV）、蓄電池等）を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。 | 災害対策課<br>環境政策課 |

**コラム：気候変動適応策とは？**

私たちが、最大限の温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を実施しても、これまでに排出した大気中への蓄積があり、ある程度の気候変化は避けられないのが実情です。

気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響など、気候変動の影響は、私たちの暮らしの様々なところに既に現れています。

このような予測される悪影響に対し、その悪影響を最小限に抑えるための取り組みが「適応策」です。

気候変動により、本市においても様々な面で影響が生じることが予想されますが、特に都市型水害、熱中症等の健康被害のリスクが高まると考えられます。

そのため、温室効果ガスの排出削減に取り組む緩和策と予測される気候変動の影響に備える適応策を車の両輪として推進し、安心して暮らせるまちを築いていかなければなりません。

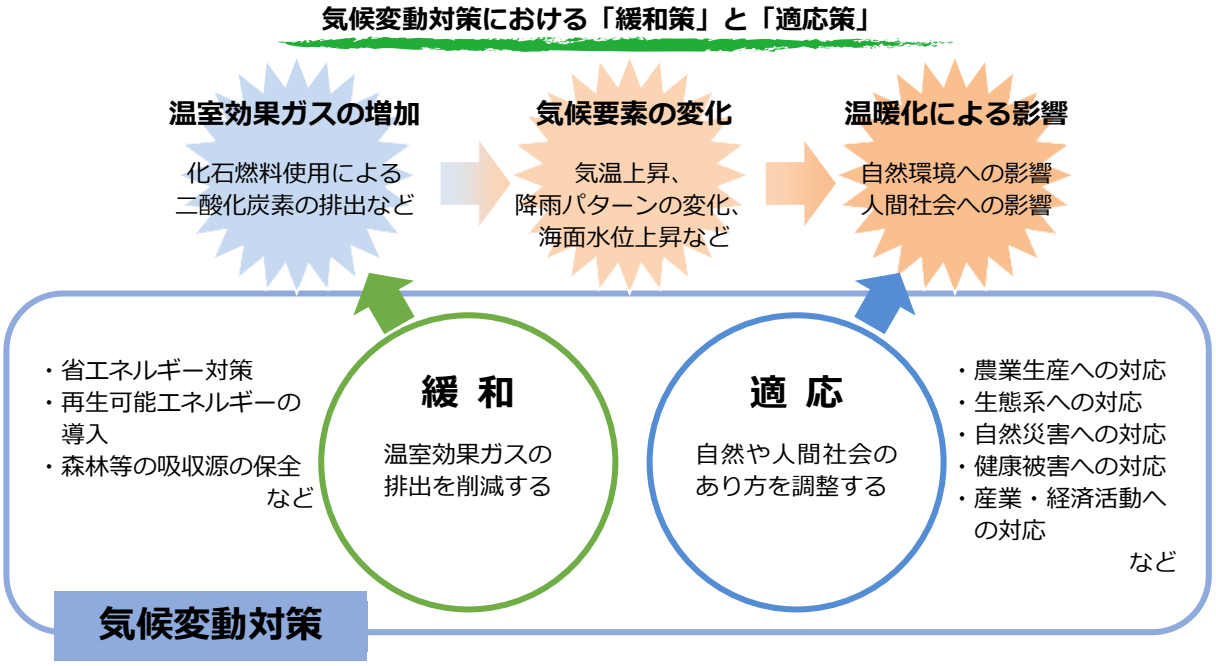


資料：適応への挑戦 2012（環境省）

環境
みらい像
5

# みんなで環境保全に取り組むまち

## 施策展開の方向性

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのためには、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取り組みを展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

## 環境みらい像の達成目標

| 項 目 | 目標値<br>（2026 年度） | 現状値<br>（2019 年度） |
|---|---|---|
| 地域の環境活動に参加したことがある市民の割合 | 40% | 30%※<br>（2015 年度） |
| 協働による環境イベントの開催数 | 6 | 4 |

※ 平成28年2月に実施した『太田市の環境についてのアンケート調査【市民向け】』による資源回収活動や地域清掃活動、緑化活動、環境学習講座等に「参加したことがある」回答した割合の平均値。

## 市民の取り組み５か条

1．環境に優しい生活や行動を心がけましょう。
2．環境イベント、環境学習講座などに積極的に参加しましょう。
3．ボランティアなどの協働活動に参加しましょう。
4．環境に関心を持ち、環境保全活動に関する情報をキャッチしましょう。
5．自主的に環境学習に取り組みましょう。

## 事業者の取り組み５か条

1．環境マネジメントシステム（環境ＧＳ〈ぐんまスタンダード〉認定制度、エコアクション21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入しましょう。
2．市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に参加・協力しましょう。
3．施設見学など環境教育・環境学習の機会を提供しましょう。
4．従業員を対象とした環境研修を実施しましょう。
5．環境に関する制度等の情報を収集し、事業活動に活用しましょう。

# 市の取り組み

取り組み方針

## 環境教育・環境学習の推進

### （1）学校における環境教育の推進

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、なお一層の充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育の取り組みを推進します。

また、学校がニーズに合ったボランティア団体・NPO・企業・大学等と連携できるよう、住民団体や事業所などが提供する環境教育メニューとのマッチング事業を推進します。

### （2）地域における環境学習機会の拡充

地域における環境学習については、幅広い世代を対象とした環境学習の活性化を図ります。また、より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫等の改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上をめざします。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | 学校ISOを推進し、次世代を担う小中学生を対象に、環境問題やエネルギー問題の意識付けを行います。 | 学校教育課 |
| 2 | 教職員を対象とした環境教育に関する研修を進めます。 | 学校教育課 |
| 3 | 身近な環境問題を取り上げた学習教材を各学校で活用します。 | 学校教育課 |
| 4 | 学校がニーズに合ったボランティア団体・NPO・企業・大学等と連携できるよう、住民団体や事業所などが提供する環境教育メニューとのマッチング事業を推進します。 | 環境政策課<br>学校教育課 |
| 5 | 市民・事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。 | 環境政策課<br>生涯学習課 |
| 6 | 市民・事業者の環境学習の拠点となる場所の拡大・充実を図ります。 | 環境政策課<br>生涯学習課 |
| 7 | 環境学習活動に講師の派遣等の支援を行うよう努めます。 | 環境政策課<br>生涯学習課 |
| 8 | 市民の環境保全意識向上のため、環境学習に関する図書資料の収集に努めます。 | 学習文化課 |
| 9 | 省エネルギーに関するセミナーを通じて省エネルギー意識の向上に努めます。 | 環境政策課 |
| 10 | 地域における省エネルギー活動の指導員や推進員を通じて、省エネルギー行動の普及を図ります。 | 環境政策課 |

## コラム：学校 ISO の取り組み

太田市教育委員会と市内42校（小学校24校、中学校16校、北の杜学園1校、市立太田高校1校）は、平成14年度から順次 ISO14001を認証取得し、平成18年度末に全校がＩＳＯ１４００１の認証取得をしました。平成24年度に新設した太田中学校も、平成26年度末に認証取得しました。現在、ISO14001活動として、環境教育を推進し、教職員及び児童生徒が環境問題についてよく理解し、環境に配慮した活動を積極的かつ継続的に行っています。

本活動を通して、児童生徒の保護者や地域住民も含めたすべての人々が環境問題を理解し、環境に配慮できるようにすることも目的としています。

学校 ISO14001の主な活動（４つの柱）は、以下のとおりです。

１．日常の生活等における環境活動（エコ）
２．授業における環境教育（教育）
３．学校の環境設備の管理（設備）
４．保護者の実態把握と啓発活動（啓発）

【ＩＳＯ掲示板・市内各校】

【資源回収】

取り組み方針

# 環境に配慮した行動の実践

## （1）環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行います。

## （2）環境活動情報の共有

広報おおたや市ホームページ、町内回覧板などの様々な媒体を活用しながら、市内の環境保全活動に係る情報発信を行っていきます。

また、市内で活動を行っている市民や環境保全団体等の取り組みを広く周知します。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | 日常生活の中で省エネ及び省資源の効果を分かりやすく確認できる手法を紹介します。 | 環境政策課 |
| 2 | チェックシート等により省エネルギー行動の意識付け、動機付けを行います。 | 環境政策課 |
| 3 | 家庭でできる温暖化対策（エコライフ）の普及、啓発を進めます。 | 環境政策課 |
| 4 | 環境問題に係る情報の収集・提供を行います。 | 環境政策課 |
| 5 | 市民・事業者が行う環境保全活動を発表する場を提供します。 | 環境政策課 |
| 6 | 市民・事業者が行う環境保全活動について周知を行います。 | 環境政策課 |
| 7 | 環境問題に係る効果的な情報の受発信の方法について検討を図ります。 | 環境政策課 |

取り組み方針

# 協働による環境活動の推進

## （1） 環境ボランティア、環境リーダーの育成

環境学習講座・緑化講習会の開催を通じて、環境ボランティアの育成を図ります。また、学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができるリーダーの育成を進めます。

## （2） 環境に配慮した活動への支援

市民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。

また、経済活動と環境配慮の両立をめざす中小企業の取り組みを支援するとともに、環境関連技術の普及に向けた活動を支援します。

## （3） 協働による環境活動、イベントの充実

市内の環境団体やボランティア、企業等と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図ります。

| | 取り組み | 担当部署 |
|---|---|---|
| 1 | 環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの次世代の人材育成を図ります。 | 環境政策課 |
| 2 | 市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。 | 環境政策課 |
| 3 | 環境保全に貢献している市民団体を支援します。 | 環境政策課 |
| 4 | 環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取り組みを支援します。 | 環境政策課 |
| 5 | 環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。 | 環境政策課 |

# 第４章 協働プロジェクト

1 協働プロジェクトの目的

2 協働プロジェクトの実施方針

# 1 協働プロジェクトの目的

## 協働プロジェクトの目的

協働プロジェクトは、これまで環境保全活動に参加したことがない市民・事業者の興味を引きつけ、全ての市民・事業者が環境保全活動の担い手となるべく、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できる取り組みを、市民・事業者・行政の協働により展開する事業です。

## これまでの協働プロジェクトの成果

前計画においては、下記に示す５つのプロジェクトテーマを設定し、2021 年度までに事業を具体化することを目標に、太田市環境創造協議会が中心となり、企画（Plan）⇒試用実践・実証(Do)⇒問題検証(Check)⇒改善(Action)の PDCA サイクルにより、事業実施や事業化に向けた検討を進めてきました。

前計画期間内における各プロジェクトテーマの主な成果は、以下のとおりです。

| プロジェクトテーマ | 主な成果 |
|---|---|
| 「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」運動の展開 | ・環境フェアなどにおける「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」運動の紹介<br>・次世代自動車試乗会の定期開催<br>・「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」チーム太田認定証の発行<br>・ホタルの観察会の定期開催<br>・SNS や HP を活用し「家庭で取り組む省エネ」の紹介<br>・廃油キャンドルづくりイベントの開催　など<br> <br><br><チーム太田認定証><br> <br><次世代自動車試乗会><br>道の駅おおたにて<br> <br><ホタルの観賞会><br>上州ビオトープの里にて |

| プロジェクトテーマ | 主な成果 |
|---|---|
| 「太田の生きもの調査」の実施 | ・ぐんまこどもの国と金龍寺付近の鳥類の情報収集<br>・新田湧水群の希少植物に関する情報収集<br>・市立太田中、市立太田高校と協力し、特定外来生物に関する情報収集　など<br> <br><野鳥の観察会><br>ぐんまこどもの国にて<br> <br><特定外来生物に関する講義><br>(クビアカツヤカミキリ)<br>市立太田中学校にて |
| 「石田川みんなで再発見プロジェクト」の展開 | ・矢太神水源下流において、特定外来生物「オオカワヂシャ」を除去するボランティア清掃の実施<br>・天沼下流域において、特定外来生物「オオフサモ」を除去するボランティア清掃の実施<br>・矢太神水源を含む石田川調査イベント（現地観察会）の定期開催　など<br> <br><特定外来生物除去作業><br>矢太神水源下流にて<br> <br><石田川調査イベント><br>綿打行政センターにて |
| 「ごみ減量プロジェクト」の展開 | ・紙ごみの分別推進<br>・レジ袋削減店頭啓発活動に市民が参加<br>・太田市住民協議会による「ごみの減量化」の提言とりまとめと協議会 OB との連携　など<br> <br><レジ袋削減店頭啓発><br>市内生鮮スーパーにて |

| プロジェクトテーマ | 主な成果 |
| --- | --- |
| 「環境教育マッチング事業」の展開 | ・おおた・まちの先生見本市の開催<br>・「おおた・まちの先生」登録団体の活動状況や得意分野の実態把握<br> <br><おおた・まちの先生見本市>の様子 |

## これからの協働プロジェクトについて

引き続き、５つのプロジェクトテーマのもと、太田市環境創造協議会と連携しながら、取り組み内容の充実を図ります。

なお、本計画においては、プロジェクトの展開方針と本計画期間内における取り組みテーマのみを設定し、具体的な事業内容については、太田市環境創造協議を中心に事業実施や事業化に向けた検討を進めていくものとします。

【夏の昆虫採集】

## 2　協働プロジェクトの実施方針

### 協働プロジェクト１　「COOL CHOICE」運動の展開

#### 実施方針

本市は、2020 年１月に 2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す表明を行いました（ゼロカーボンシティ）。

ゼロカーボンシティ実現のためには、省エネ・脱炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をし、脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへと転換していく必要があります。

そこで、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」の普及・拡大に向けて、市民・事業者・市の協働による「COOL CHOICE」のイベント、PR 等を通年にわたって展開します。

#### 取り組みテーマ

・「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」チーム太田認定証の普及拡大
・次世代自動車試乗会などイベント内容の魅力の向上
・子どもから大人まで誰もが楽しく参加できるイベントの企画・立案、実施

### 協働プロジェクト２　「太田の生きもの調査」の実施

#### 実施方針

「太田の生きもの調査」は、市内の自然環境、生物多様性の現状把握を目的に、市内における動植物の生息・生育状況に関する情報を募る継続的な「動植物調査」です。

希少動植物の保全対策や外来種対策などにも役立てていくことを企図します。

#### 取り組みテーマ

・既往調査資料の整理
・各種環境団体などが主催する調査を協働で行い、市に生息・生育する希少生物や外来種の実態把握
・市民参加型の生物調査の手法の検討

## 協働プロジェクト３　「石田川みんなで再発見プロジェクト」

### 実施方針

平地では珍しい「矢太神水源」を水源とする一級河川「石田川」を活動の場とし、身近な自然の豊かさ、守ることの大切さを広く市民に啓発するものです。

具体的には、矢太神水源をはじめとする新田湧水群や石田川などで、自然観察会・体験会、生物調査、清掃等の維持管理活動、エコウォーキングなどの市民・事業者参加型イベントを有機的に組み合わせることによって、これまで環境保全活動に参加したことがない児童・生徒や家族の環境保全活動への継続的参加を促進していきます。

これらの活動・イベントは、「環境保全」に加えて、「遊び」や「スポーツ」、「趣味」といった要素を盛り込むなど気軽に参加しやすくしたり、毎年同様なイベントになってしまわないように場所や調査項目など変更したりして工夫します。

### 取り組みテーマ

・石田川周辺の外来生物等の防除や貴重植物の保全活動の実施
・源流である矢太神水源以外のエリアにおける生き物調査や水質調査の実施
・子どもから大人まで誰もが楽しく参加できるイベントの企画・立案、実施

## 協働プロジェクト４　「ごみ減量プロジェクト」の展開

### 実施方針

本市の１人１日当たりのごみの排出量は、群馬県、全国の平均を上回っており、ごみの減量の一層の推進が必要です。

そこで、市民や事業者と連携しながら、「ごみの発生」に対する気遣いを醸成する「ごみ減量プロジェクト」を展開します。

「ごみ減量プロジェクト」は、日常の暮らしの中で経済的負担を伴わずに工夫をこらすことで、ごみの減量を目指すものです。

### 取り組みテーマ

・太田市住民協議会のＯＢ会と連携した４Ｒ運動の推進
・紙ごみの分別推進
・プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」への取り組みの推進

# 協働プロジェクト５　「環境教育マッチング事業」の展開

## 実施方針

「おおた・まちの先生」に登録された個人・ボランティア団体・NPO・企業・大学等が、環境保全に対する知見を活用した教育プログラムを用意し、学校はニーズにあった教育プログラムを選択するマッチング事業を推進し、学校現場の負担軽減と環境教育の充実を図るものです。

既に「おおた・まちの先生」事務局と学校で展開されている事業であり、より広く、継続的に実施できるような事業の展開をめざします。

## 取り組みテーマ

・マッチング事業の開始
・マッチング事業の継続と効果検証による事業内容のレベルアップ

【水道山の赤松】

## コラム：太田市足尾鉱毒展示資料室

**●太田市足尾鉱毒展示資料室**

2015 年 5 月 27 日（水)、太田市足尾鉱毒展示資料室を開室いたしました。

明治期から続く足尾鉱毒根絶運動の歴史の中で、渡良瀬川鉱毒根絶太田期成同盟会の果たした役割は、はじめて原因企業に加害責任を認めさせた後世に語り継ぐべき歴史的成果です。この歴史を次世代に引き継ぎ、将来にわたっての公害根絶を祈念して、その運動を紹介する資料を展示しています。

**●所在地**

太田市飯塚町 1549 番 2　太田市学習文化センター2F　太田市足尾鉱毒展示資料室

**●展示内容**

・渡良瀬川鉱毒根絶太田期成同盟会　運動の軌跡
・公害等調整委員会における昭和 47 年（調）第 8・9・14 号併合事件資料
・毛里田地区減収被害水稲および麦
・渡良瀬川鉱毒根絶太田期成同盟会所蔵運動写真
・足尾鉱山施設の写真
・太田市毛里田地区の原風景写真
・映画「鉱毒」のダイジェスト版をボランティアガイドがいる日に上映
・丸木位里、俊 作「足尾鉱毒の図」

**●開室時間**　午前 9 時～午後 4 時 30 分

**●休室日**

・毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）
・年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）
・施設管理の都合臨時休館となる場合があります

**●ボランティアガイド利用案内**

ボランティアガイドによる展示資料の解説をしております。

【利用料金】　無料

【実施日時】　毎週火曜日・木曜日・土曜日・日曜日　9 時 30 分～16 時 30 分

なお、上記曜日であっても、ボランティアの状況により、不在等対応できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

【説明時間】　説明希望時間を入室時にガイドにお申し込みください。調整いたします。

# 第５章　計画の進行管理

1　計画の推進体制

2　計画の進行管理

# 1 計画の推進体制

計画を推進していくために、市民・事業者・市がお互いの役割を理解し、それぞれができること、なすべきことを行い、これら三者の協働を基礎として計画の推進を図っていきます。

## 環境庁内会議

計画に掲げた施策の推進には、多数の部署が関係しているため、各部署の意見をとりまとめ、本市全体として環境行政を推進していく全庁的な組織である「環境庁内会議」による推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取り組みを進めます。

## 太田市環境審議会

計画を推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、学識経験者等を構成員として、太田市環境基本条例に基づき設置される「太田市環境審議会」に、本計画の専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言等を求めます。

## 太田市環境創造協議会

計画の実効性をより高めるためには、市民・事業者の理解と協力が不可欠です。

このため、市民・事業者により構成された、幅広く環境に係る施策、事業の推進を図る組織として、協働プロジェクトの企画立案や実践運用を市との協働により事業を推進していきます。

## 広域的な連携

国、県及び近隣の自治体と共通する課題や気候変動等への対応について、緊密な連携を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

**計画の推進体制**

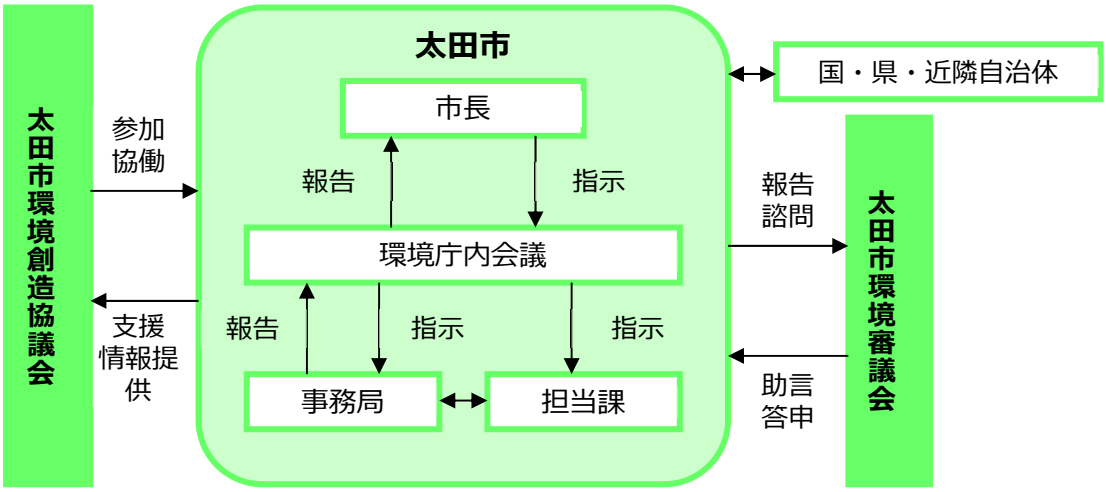

# 2　計画の進行管理

太田市マネジメントシステムに基づく PDCA サイクルにより、環境施策の実施状況の把握、評価及び次年度の取り組みへの反映を行います。

なお、進捗評価については、以下に示す手順に基づいて実行します。

## 事業活動指標の設定

取り組みごとの事業活動指標は、計画策定時に各取り組みの担当部署を明らかにしたうえで、年度実施計画のなかで各担当部署が取り組み成果を量る目安となる指標と目標値を、自ら設定し、取り組みを推進していきます。

## 進捗評価シートによる評価とりまとめ

毎年度、担当部署は「進捗評価シート」に取り組みごとの年度実績と自己評価などを記入し、環境政策課へ提出します。

環境政策課は、担当部署から提出される「進捗評価シート」をとりまとめ、環境目標ごとに総合評価を実施し、計画の進捗状況及び改善点を把握します。

改善点については、担当部署と協議のうえで内容、手法等の見直しを実施します。

また、総合評価結果は、市長等への報告のほか、『環境白書』にて毎年公表します。

**PDCA サイクルによる計画の進行管理**

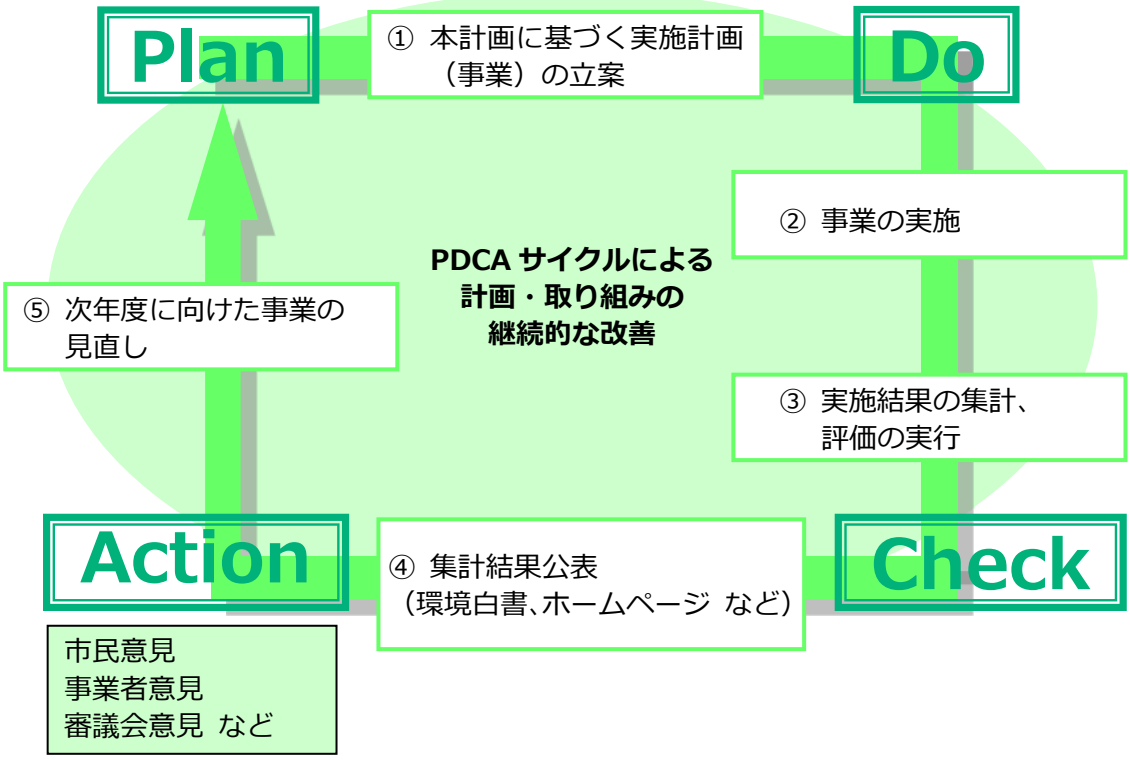

【金山の大クス】

# 参考資料

# 1　太田市環境基本条例

平成１７年３月２８日
条例第１８１号
改正　平成２１年３月２５日条例第４号

目次

第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全等に関する基本方針（第７条―第９条）
第３章　環境の保全等に関する推進施策（第１０条―第１６条）
第４章　環境審議会（第１７条―第２１条）
第５章　補則（第２２条・第２３条）
附則

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　良好な環境　市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。

(2)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全等は、市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

２　環境の保全等は、すべての者が自主的かつ積極的に環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することができるように行われなければならない。

３　地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることを認識し、すべての者は環境の保全等に配慮した日常生活及び事業活動を行わなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を実施するに当たっては、環境の保全等を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

２　市は、市民及び事業者が環境への理解を深め、かつ、意欲を高めるため必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念及び法令を遵守するとともに、その事業活動によって生じる環境への負荷を低減するため、自己の責任において、必要な措置を講じなければならない。

２　前項に定めるもののほか、事業者は、市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

## 第２章　環境の保全等に関する基本方針

（基本方針）

第７条　市は、環境の保全等に関する施策を策定し、実施に当たっては、次に掲げる事項を旨として、各種の施策相互の連携を図り推進する。

(1)　環境に関する情報提供の充実、環境教育及び環境学習の振興等により、環境に責任を持つ人づくりを行う。

(2)　豊かな自然の保全及び創造、環境に配慮した社会基盤整備等により、自然と共生できる地域づくりを行う。

(3)　公害の未然防止、省資源及び省エネルギーの推進、廃棄物の適正処理及び減量化の推進等により、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを行う。

(4)　市、市民及び事業者の役割分担と参加のための仕組みづくりを行う。

（環境基本計画）

第８条　市長は、次に掲げる事項について、太田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定める。

(1)　環境の保全等に関する目標

(2)　環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

２　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めるとともに、太田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策と環境基本計画との整合）

第９条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る。

## 第３章　環境の保全等に関する推進施策

（市民等の意見の反映）

第１０条　市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

（調査研究の推進）

第１１条　市は、環境の保全等に関する施策を策定するために、環境の状況把握、変化予測及び変化による影響等、必要な調査研究の推進に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第１２条　市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（市の率先実行）

第１３条　市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、環境の保全等に資する行為を率先して実行するものとする。

（推進体制の整備）

第１４条　市は、県や他の市町村との連携及び市民等との協働により、環境の保全等に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第１５条　市は、環境の保全等を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（地球環境の保全）

第１６条　市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

２　市は、国、県及び国際機関等と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等を行い、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第４章　環境審議会

（設置）

第１７条　環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、太田市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第１８条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　環境の保全等に係る基本方針に関すること。

(2)　環境保全対策及び被害に関すること。

(3)　その他環境の保全等に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第１９条　審議会は、委員２０人以内で組織し、委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1)　公募による市民

(2)　事業者を代表する者

(3)　環境保全団体を代表する者

(4)　区長及び環境保健委員長を代表する者

(5)　産業団体を代表する者

(6)　学識経験のある者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　市長は、委員を再任することができる。

（平２１条例４・一部改正）

（会長及び副会長）

第２０条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第２１条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第５章　補則

（年次報告）

第２２条　市長は、環境の状況及び環境の保全等に関し講じた施策を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（委任）

第２３条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年３月２８日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から平成１８年６月３０日までにおいて、第１９条第１項中「委員２０人以内」とあるのは、「委員３０人以内」と読み替えるものとする。

附　則（平成２１年３月２５日条例第４号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

## 2 太田市環境審議会委員名簿

令和3年6月3日現在

| No | 氏名 | 委員区分 | 所属等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 戸谷　綾子 | 1号（一般公募） | |
| 2 | 岡本　香代子 | 1号（一般公募） | |
| 3 | 佐藤　淳貴 | 2号（事業者を代表） | 株式会社 SUBARU　群馬製作所 |
| 4 | 花井　賢 | 2号（事業者を代表） | AGF 関東株式会社会社員 |
| 5 | 小堀　順司 | 3号（環境保全団体） | 渡良瀬川鉱毒根絶太田期成同盟会 |
| 6 | 西村　豊 | 3号（環境保全団体） | NPO 法人　新田環境みらいの会<br>理事長 |
| 7 | 須永　徹 | 3号（環境保全団体） | NPO 法人　みんなの未来研究所<br>代表 |
| 8 | 岩崎　昭之 | 3号（環境保全団体） | 太田地球環境を守る会　代表 |
| 9 | 塚田　進一 | 3号（環境保全団体） | エコマネーおおた　副会長 |
| 10 | 橋本　洋一郎 | 4号（区長、環境保健委員長代表） | 太田市区長会　会長 |
| 11 | 堀口　茂 | 4号（区長、環境保健委員長代表） | 太田市環境保健委員会　会長 |
| 12 | 橋本　文男 | 5号（産業団体） | 太田商工会議所　専務理事 |
| 13 | 星野　晃 | 5号（産業団体） | 太田市新田商工会　事務局長 |
| 14 | 木村　實 | 5号（産業団体） | 待矢場両堰土地改良区　理事長 |
| 15 | 石原　康男 | 5号（産業団体） | 岡登堰土地改良区　理事長 |
| 16 | 藤生　博 | 5号（産業団体） | 藪塚台地土地改良区　理事長 |
| 17 | 髙橋　明 | 5号（産業団体） | 一般社団法人 群馬県建設業協会<br>太田支部長 |
| 18 | 久米原　宏之 | 6号（学識経験） | 群馬大学名誉教授 |
| 19 | 松井　政浩 | 6号（学識経験） | 太田土木事務所　所長 |
| 20 | 大友　豊 | 6号（学識経験） | 東部環境事務所　所長 |

（敬省略）

## 3 検討経過

| 日時 | 会議等の名称 | 議事・検討事項 |
|---|---|---|
| 令和３年９月３日から令和３年９月１７日まで | 太田市環境基本条例の規定による諮問 | 第２次太田市環境基本計画太田市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）２０２２－２０２６の、計画改定の背景・基本的事項、望ましい環境像と環境みらい像について方向性を決定するため |
| 令和３年１１月４日から令和３年１１月１９日まで | 環境政策課（案）について各課への確認 | 第２次太田市環境基本計画太田市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）2022-2026の、計画改定の背景・基本的事項、望ましい環境像と環境みらい像、環境施策、協働プロジェクトについて関係各課に確認するため |
| 令和４年１月１３日から令和４年１月２１日まで | 太田市環境基本条例の規定による諮問 | 令和３年度環境白書の原案が完成したため |
| 令和４年３月７日から令和４年３月２５日まで | 太田市環境基本条例の規定による諮問 | 第２次太田市環境基本計画　太田市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）２０２２－２０２６の計画改定の原案が完成したため |
| 令和４年３月７日から令和４年３月２８日まで | 太田市意見公募（パブリックコメント） | 第２次太田市環境基本計画　太田市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）２０２２－２０２６案の概要版を公表し、市民より意見公募することで、市政運営における透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画と協働によるまちづくりを推進するため |

# 4 温室効果ガスの算定方法

| 部 門 | 区 分 | 算定方法 |
|---|---|---|
| 産業部門 | 農林水産業 | 「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の群馬県データから、農林水産業全体の $CO_2$ 排出量を、「耕地面積」（農林水産統計年報：関東農政局）を使って按分<br>農林水産業 $CO_2$ 排出量（太田市）<br>＝農林水産業全体の $CO_2$ 排出量（群馬県）×耕地面積（太田市／群馬県） |
| | 建設業 | 「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の群馬県データから、建設業の $CO_2$ 排出量を、「都道府県別、市区町村別、用途別（大分類）／建築物の数、床面積、工事費予定額」（建築着工統計調査（年計）：国土交通省）を使って按分<br>建設業 $CO_2$ 排出量（太田市）<br>＝建設業 $CO_2$ 排出量（群馬県）×着工床面積の合計（太田市／群馬県） |
| | 製造業 | 「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の群馬県データから、製造業中分類毎の $CO_2$ 排出量を「製造品出荷額等」（工業統計：経済産業省）を使って按分<br>製造業 $CO_2$ 排出量（群馬県）<br>＝Σ製造業中分類の $CO_2$ 排出量（群馬県）×製造業中分類の製造品出荷額等（太田市）／製造業中分類の製造品出荷額等（群馬県） |
| 民生部門 | 業務その他 | 「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の群馬県データから、業務その他全体の $CO_2$ 排出量を「業務系床面積」（固定資産税概要調書：総務省）を使って按分<br>業務その他 $CO_2$ 排出量（太田市）<br>＝業務その他 $CO_2$ 排出量（群馬県）×床面積（太田市／群馬県） |
| | 家庭 | 「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の群馬県データから、「世帯数」（住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省）を使って按分<br>民生家庭部門 $CO_2$ 排出量（太田市）<br>＝民生家庭の $CO_2$ 排出量（群馬県）×市内世帯数／県内世帯数 |
| 運輸部門 | 自動車 | 「自動車燃料消費量調査」（国土交通省）の群馬県データから、「自動車保有台数」（群馬県統計書）を使って按分<br>自動車 $CO_2$ 排出量（太田市）<br>＝Σ群馬県の車種別燃料消費量×市内車種別自動車保有台数／県内車種別自動車保有台数 |
| | 鉄道 | 「鉄道統計年報」（国土交通省）から、市内で運行する鉄道会社の営業キロに占める市内営業キロ（図上計測）を用いて、各鉄道会社の電力消費量を按分<br>Σ鉄道 $CO_2$ 排出量（太田市）＝各鉄道会社の消費電力×各鉄道会社の市内営業キロ／各鉄道会社の全線営業キロ |
| 廃棄物部門 | 一般廃棄物 | 市内焼却施設の年間処理量、水分率、ごみ組成から廃プラスチック類等の焼却分を算定したのち、排出係数を乗じて算出 |

# 5 市域のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量の推計結果

## 将来予測（現状すう勢）の推計手法

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編 Ver. 1.1」を参考に、以下の考え方のもとで推計を行った。

- 将来推計に用いる過去トレンドのデータは、電力排出係数の影響を受けないエネルギー消費量データ、もしくは活動量データとする。
- エネルギー消費量もしくは活動量の将来予測値から温室効果ガス排出量への変換は、2018 年度の炭素集約度をもって変換する。
- 複数パターンの将来予測の結果、過去トレンドとの整合性や予測精度の確からしさなどを考慮し、活動量、原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の過去実績の対前年度増加率平均を用いた予測結果を採用した。

## 市域のエネルギー消費量の推計結果

## 市域の温室効果ガス排出量の推計結果

## 6 市域のエネルギー消費量の削減目標

**市域のエネルギー消費量を
2026（令和８）年度までに 2013（平成 25）年度比で
14%削減**

**市域のエネルギー消費量を
2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で
19%削減**

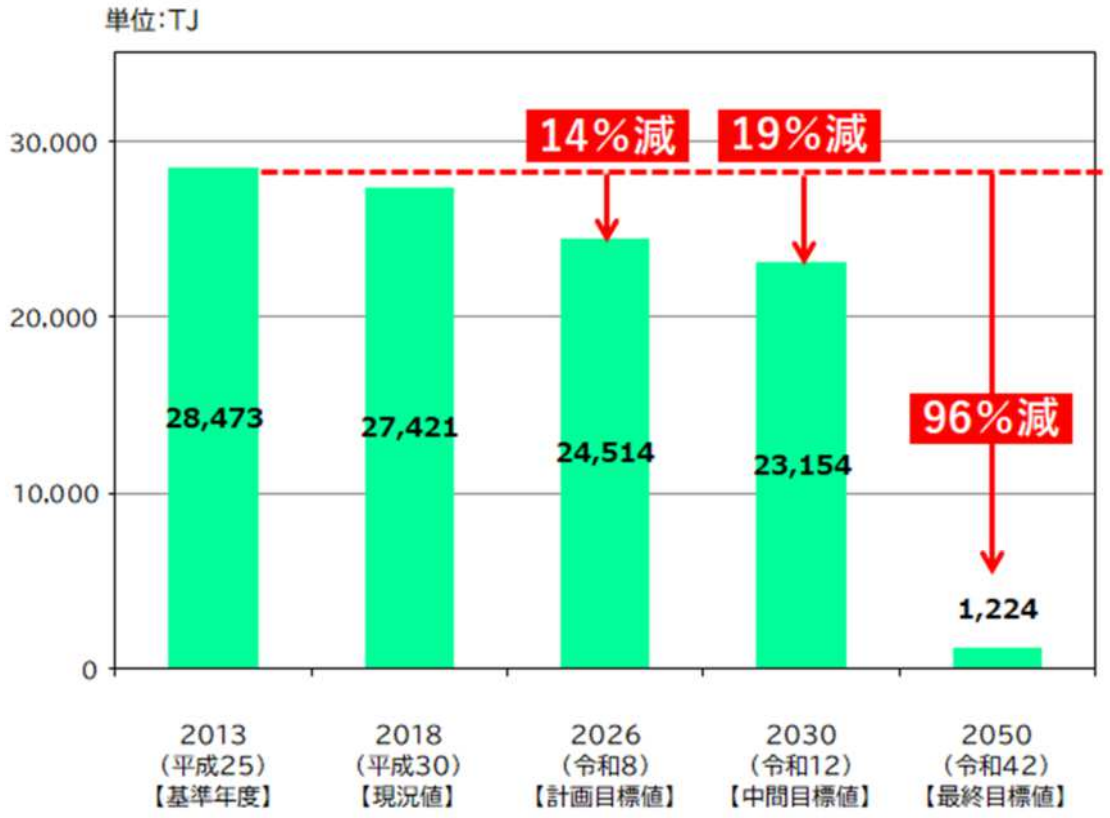


※2050 年は、市域の化石燃料由来のエネルギー消費量を２０１３年度比で９６%削減することを示しています。

# 7 太田市の将来の気象変化予測

## 気象概況

本市は、関東平野の北西部に位置し、気候はやや内陸性の性格を示している。

例年、11 月から翌年 2 月にかけて晴天が多く、俗に「上州のからっ風」と呼ばれる強い北西の季節風が吹きつける。夏期は気温が高く、特に梅雨明けから秋分の日頃までは、30℃を越える蒸し暑い日が続く。また、日照時間は年間 2,200 時間前後と全国平均（約 1,500 時間）を大きく上回っており、晴天率の高い地域となっている。

2020 年の平均気温は 16.2℃、年間降水量は 1,046mm、日照時間は 2,216 時間となっている。

**平均気温、降水量、日照時間**

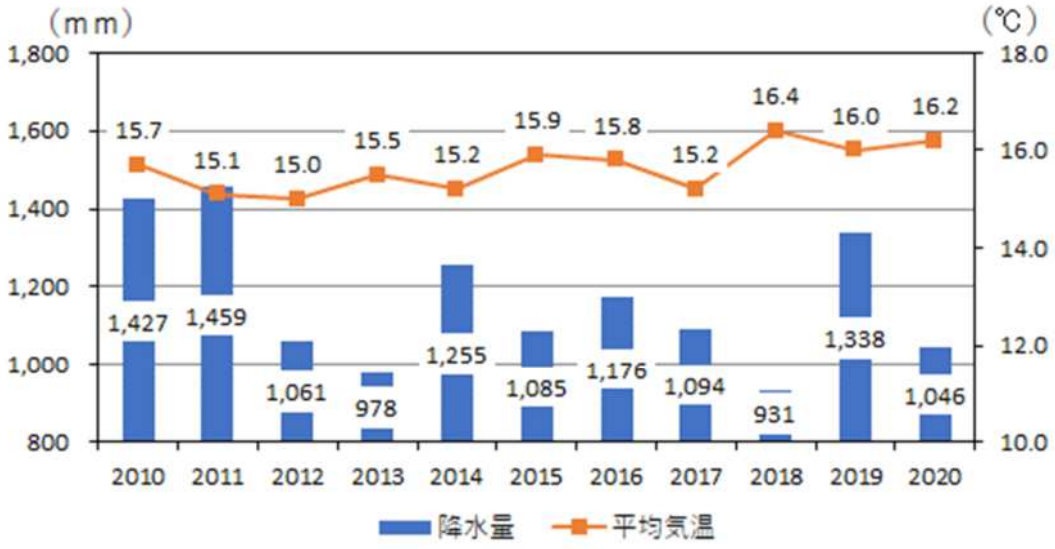

※ 伊勢崎地域気象観測所【アメダス】の観測値

資料：気象観測データ（気象庁）

## 将来の気象変化予測

### ◆年平均気温・年降水量の現状

前橋地方気象台の年平均気温は、1897 年～2020 年において、100 年あたり 2.0℃の割合で上昇している。また、観測された真夏日日数は 100 年あたり 29 日の割合で増加している。

年降水量には、変化傾向は確認できない。

**平均気温の長期変化**

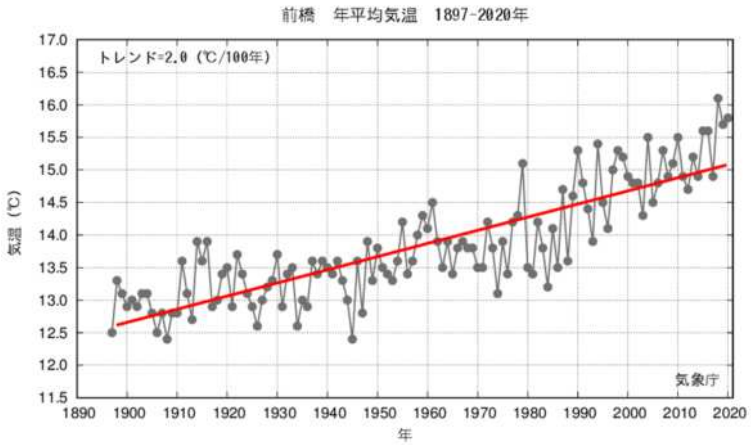


**真夏日日数の長期変化**

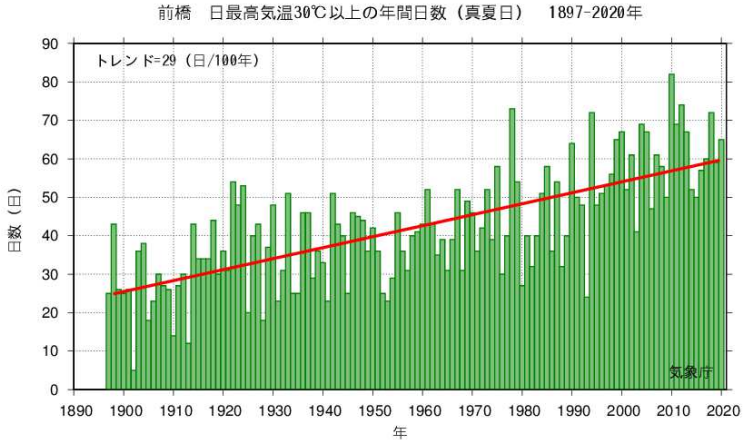


**平均降水量の長期変化**

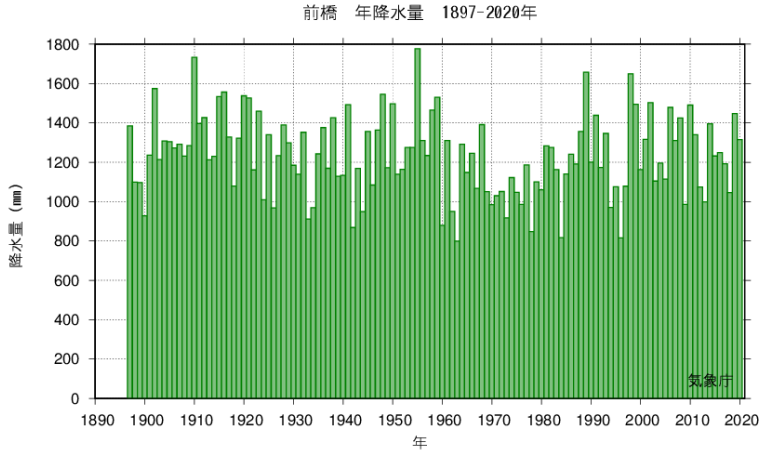


資料：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）　気象観測データ（気象庁提供）

### ◆年平均気温・年降水量の将来予測

将来予測では、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書で用いられた 4 つの RCP（代表的濃度経路）シナリオのうち、最も温室効果ガスの排出の多いもの（RCP8.5 シナリオ：現時点を超える政策的な緩和策を行わないことを想定）に基づく 21 世紀末（2076～2095 年）の予測結果を、20 世紀末（1980～1999 年）と比較している。

これによると、21 世紀末には、群馬県では年平均気温が 100 年で約 4 ℃上昇し、現在の九州地方と同程度になると予測され、猛暑日は約 40 日、真夏日・夏日・熱帯夜はいずれも約 60 日増加すると予測されている。

降水量では、1 時間降水量 50mm 以上の降雨の発生が増加すると予測されている一方、無降水日も増加すると予測されている。

**群馬県の平均気温の将来変化**

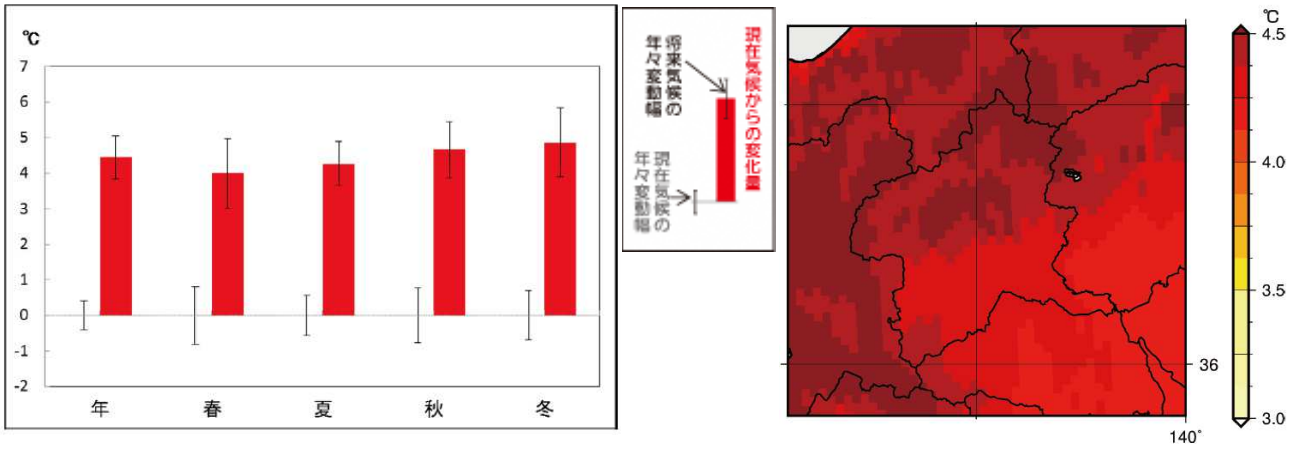


資料：気候変化レポート 2018　－関東甲信・北陸・東海地方－（気象庁）

**群馬県の年間階級別日数の将来変化**

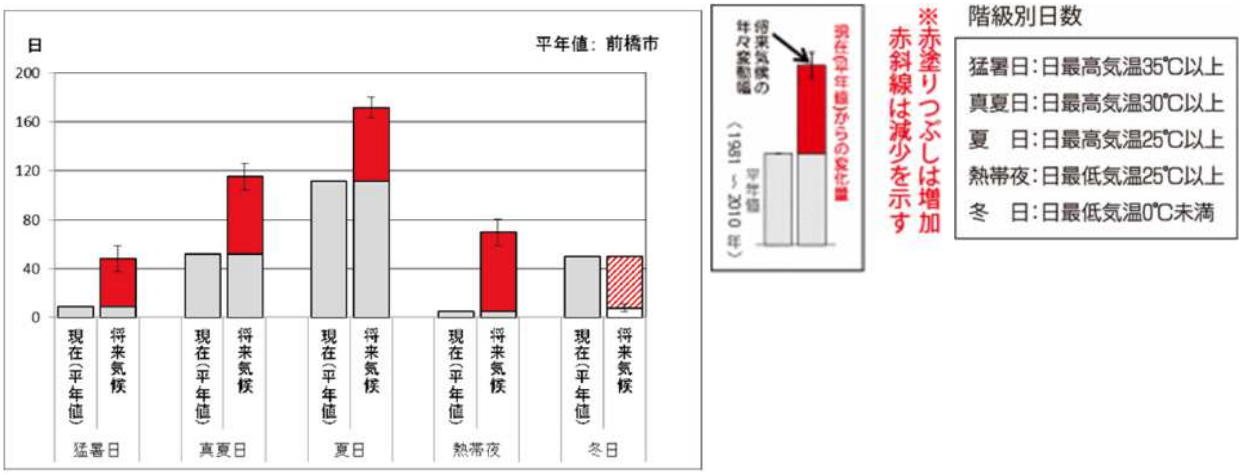


資料：気候変化レポート 2018　－関東甲信・北陸・東海地方－（気象庁）

**1 時間降水量 50mm 以上の回数の将来変化**

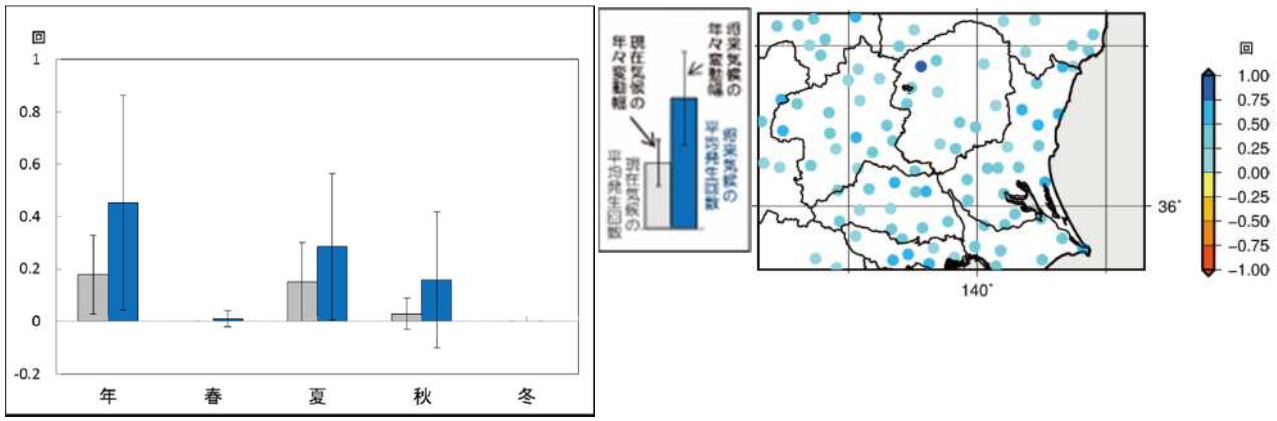


資料：気候変化レポート 2018　－関東甲信・北陸・東海地方－（気象庁）

**無降水日の将来変化**

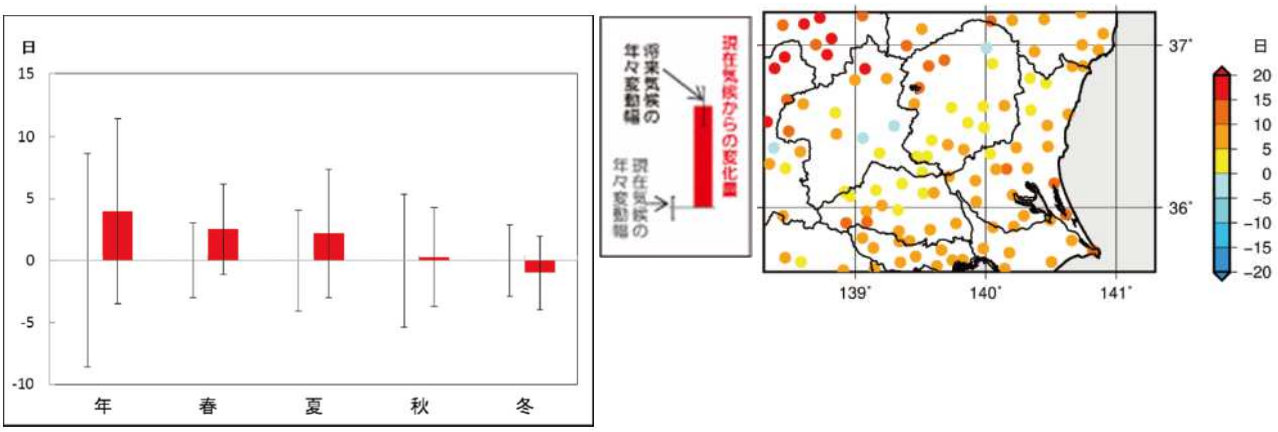


資料：気候変化レポート 2018　－関東甲信・北陸・東海地方－（気象庁）

# 8 太田市の気候変動の影響とリスク評価

これまでの気候の変化や将来の気候予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び「気候変動影響評価報告書」、「群馬県気候変動適応計画」等を踏まえて、本市に影響があると想定される影響事象を以下に整理した。

■太田市における気候変動の影響評価凡例

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 【重大性】 | ●：特に大きい | ◆：特に大きいとは言えない | | －：現状では評価できない |
| 【緊急性】 | ●：高い | ▲：中程度 | ■：低い | －：現状では評価できない |
| 【確信度】 | ●：高い | ▲：中程度 | ■：低い | －：現状では評価できない |

○農林水産業分野

| 項目 | | 影響評価 | | | これまでの影響 | 将来の影響 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 重大性 | 緊急性 | 確信度 | | |
| 農業 | 水稲 | ● | ● | ● | 高温登熟による白未熟粒・胴割粒の発生により品質が低下した。 | 気温の上昇による品質低下等の被害面積が拡大する恐れがある。<br>また、南方病害虫の北上や害虫発生の早期化、世代数の増加が懸念される。さらに、適地北上による影響が懸念される。 |
| | 果樹 | ● | ● | ● | ぶどうの着色不良・日焼け果、うめの凍霜害・陥没果・果実軟化・果実生理落果などが見られる。 | ぶどうの着色不良・日焼け果の増加、うめの果実軟化等の増加が懸念される。 |
| | 麦､大豆､飼料作物等 | ● | ▲ | ▲ | 麦類は、生育の前進化に伴う春先の凍霜害、生育期全般の湿害、登熟期の高温による枯れ熟れが発生し、収穫量・品質が低下している。<br>大豆は、生育期の湿害、開花期前後の高温・少雨による着莢数の減少が見られる。 | これまでと同様に、生育期の湿害、登熟期の高温により､収穫量･品質の低下が懸念される。 |
| | 野菜 | ● | ▲ | ▲ | 雨よけホウレンソウの発芽不良、夏秋レタスの抽苔・タケノコ球、軟腐病等の発生、夏秋トマトの着色不良・日焼け果、イチゴの花芽分化の遅れ等の問題が見られる。 | |
| | 畜産 | ● | ▲ | ▲ | 肉用牛・肉用鶏の増体・肉質低下、豚の増体・繁殖成績の低下、採卵鶏の産卵率・卵重の低下、乳用牛の繁殖成績の低下、乳用牛の乳量の低下、家畜（肉用牛、乳用牛、肉養鶏、採卵鶏、豚）の疾病の増加が見られ、今後、これらの拡大が懸念される。 | |
| | 病害虫、雑草 | ● | ● | ● | ピシウム属菌や細菌などによる高温性病害の増加、高温経過によるアブラムシ類･ハダニ類･アザミウマ類等の微小害虫の発生が見られる。 | 高温性病害の発生時期・地域の拡大、微小害虫の発生時期の前進化や越冬リスクの増大が懸念される。<br>また、県内でのアルボウイルス感染症の発生が危惧される。 |
| | 農業生産基盤 | ● | ● | ▲ | 水稲における用水不足が見られる。 | 気象災害の多発による被害積の拡大、湛水被害面積の拡大、水稲における用水不足の多発が懸念される。 |

○農林水産業分野

| 項目 | | 影響評価 | | | これまでの影響 | 将来の影響 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 重大性 | 緊急性 | 確信度 | | |
| その他 | 農業従事者の熱中症 | ● | ● | ● | 担い手の高齢化による従事者の熱中症発生リスクの増加が懸念される。 | |
| | 鳥獣害 | ● | ● | ● | 野生鳥獣の越冬性の向上による被害拡大が危惧される。 | |

○水環境・水資源分野

| 項目 | | 影響評価 | | | これまでの影響 | 将来の影響 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 重大性 | 緊急性 | 確信度 | | |
| 水環境 | 河川・湖沼・ダム湖 | ● | ▲ | ▲ | 水温は全体的には上昇傾向が見られず、現状では気候変動の影響についての評価はできない。 | 短時間強雨による土砂災害で短期的に水が濁ることが予測される。水温上昇による溶存酸素の低下、微生物による有機物分解反応や硝化反応の促進、藻類の増加による異臭味の増加等が予測される。 |
| 水資源 | 水供給(地表水) | ● | ● | ▲ | 利根川水系で取水制限が実施されるなど、渇水が度々生じている。 | 短時間強雨や渇水の頻度が増加すれば、水道や工業用水道に影響がおよぶことが懸念される。 |
| | 水需要 | ◆ | ▲ | ▲ | | |
| | 水供給(地下水) | ◆ | ■ | ■ | 気候変動が地下水利用に与える影響は評価できません。 | |

○水環境・水資源分野

| 項目 | | 影響評価 | | | これまでの影響 | 将来の影響 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 重大性 | 緊急性 | 確信度 | | |
| 陸域生態系 | 自然林・二次林 | ● | ▲ | ● | 暖温帯林の構成種の多くは、分布適域が高緯度、高標高域へ移動し、分布適域の拡大が予測される。 | |
| | 野生鳥獣による影響 | ● | ● | − | 気温上昇や積雪期間の短縮によって、ニホンジカ等の野生鳥獣の生息域が拡大することが予測されているが、研究事例は多くない。 | |
| 淡水生態系 | 河川 | ● | ▲ | ■ | 日本の河川は取水や流量調整が行われているため、生態系への影響を検出しにくく、気候変動による影響の予測は困難である。 | |
| 分布・個体群の変動 | 在来種 | ● | ● | ● | 気候変動により、分布域やライフサイクル等の変化が起こるほか、種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化がさらに悪影響を引き起こす可能性がある。また、生息地の分断により、気候変動に追随した分布の移動ができない等のため、種の絶滅を招く可能性がある。 | |
| | 外来種 | ● | ● | ▲ | | |

○生活分野

| 項目 | 影響評価 | | | これまでの影響 | 将来の影響 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 重大性 | 緊急性 | 確信度 | | |
| 水道 | ● | ● | ■ | 記録的な豪雨による水質の悪化等、水道用水供給体制や工業用水への影響が見られる。 | 短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等で、水道用水供給体制や工業用水に影響がおよぶことが懸念される。 |

○自然災害分野

| 項目 | | 影響評価 | | | これまでの影響 | 将来の影響 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 重大性 | 緊急性 | 確信度 | | |
| 水害・土砂災害等 | 水害（洪水） | ● | ● | ● | 短時間強雨や大雨の発生回数の増加により、路面冠水や家屋浸水等の被害が発生し、また、河川水位の急激な上昇による水害の危険性が高まっている。<br>今後、気候変動等の影響により水害が頻発するとともに、激甚化することが予想される。また、内水氾濫の可能性の増大により、浸水時間の長期化が予想される。 | |
| | 水害（内水） | ● | ● | ● | | |
| | 土砂災害 | ● | ● | ▲ | 短時間強雨や大雨の発生回数の増加に伴い、斜面周辺地域のがけ崩れ・土石流、地すべり等の土砂災害のリスクが高まり、そこでの社会基盤への影響が危惧される。 | |
| その他 | 温暖化と大気汚染の複合影響 | － | ▲ | ▲ | 光化学オキシダント濃度の年平均値は横ばい傾向にありますが、温暖化が原因かどうかは不明です。 | 光化学オキシダントは唯一環境基準が達成されていない項目で、健康面に影響を与えるおそれがありますが、今後の大気汚染の状況によっても大きく左右され、予測は困難です。 |

○健康分野

| 項目 | | 影響評価 | | | これまでの影響 | 将来の影響 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 重大性 | 緊急性 | 確信度 | | |
| 熱中症 | | ● | ● | ● | 熱中症による県内の救急搬送者数は、例年 1,000 人前後で推移している。（総務省消防庁） | ＲＣＰ8.5 シナリオを用いた予測では、熱中症搬送者数は、今世紀中頃には約 1.47 倍、今世紀末には約 2.86 倍になると予測されている。 |
| 感染症 | 節足動物媒介感染症 | ● | ▲ | ▲ | デング熱等を媒介するヒトスジシマカは、従来から県内に生息している。熱帯地域に生息し感染症を媒介するとされる節足動物（マラリアを媒介するハマダラカや、デング熱・黄熱を媒介するネッタイシマカ等）は、現時点では県内では確認されていない。 | 地球温暖化により、ネッタイシマカ、ハマダラカ、ヒトスジシマカ等の生息可能域が広がることで、県外からの持ち込み（感染者）による県内感染事例が発生する可能性がある。なお、現在、県内でデングウイルス等を保有している蚊は確認されていない。 |
| | 水系・食品媒介性感染症 | － | － | ■ | 気温上昇により、腸管出血性大腸菌感染症等の夏季に流行する感染症の流行期間が長くなり、患者が増加する可能性が否定できないが、現時点では研究事例は限られている。 | |

○産業分野

| 項目 | 影響評価 | | | これまでの影響 | 将来の影響 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 重大性 | 緊急性 | 確信度 | | |
| 観光業 | ● | ▲ | ● | 気候変動による気温上昇、降雨量・降雪量の変化等は、自然資源を活用したレジャーに対して、活用可能な場・資源に影響をおよぼす可能性がある。 | |

# 9 用語解説

**【あ行】**

### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

### 一次エネルギー

加工されない状態で供給されるエネルギーで、石油、石炭、原子力、太陽熱など。一次エネルギーを転換・加工して得られる電力、都市ガスなどを二次エネルギーという。

### イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

### インフラ

インフラストラクチャーの略。社会資本のことで、国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指す。各種学校や病院、公共施設のほかに、道路、橋梁、鉄道路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話など、社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものとがある。

### ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

### エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 21 年 11 月に、環境問題に関する昨今のさまざまな動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。

### エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

### エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（$CO_2$）などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

### エコライフ

大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、省エネやごみ減量など、環境に配慮して生活すること。

### エネルギー管理システム

エネルギー管理システム（energy management system）とは、住宅やビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。

家庭用の HEMS、ビル用の BEMS、マンション用の MEMS、工場用の FEMS がある。

### エネルギーミックス

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力等のさまざまな種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することをいう。

### 屋上緑化

ヒートアイランド現象の対策、建築物の断熱性、景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。同様に、建物の外壁を緑化することを「壁面緑化」といい、つる性の植物を植栽し、窓を覆うように繁殖させることを「みどりのカーテン」とよぶ。

## 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（$CO_2$）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（$CO_2$）、メタン（$CH_4$）、一酸化二窒素（$N_2O$）、ハイドロフルオロカーボン類（$HFC_S$）、パーフルオロカーボン類（$PFC_S$）、六ふっ化硫黄（$SF_6$）、三ふっ化窒素（$NF_3$）の７種類としている。

**【か行】**

## カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

## 外来生物

外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバスなどが知られている。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすもののことを「侵略的外来種」とよぶ。2015 年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

## 化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（$CO_2$）や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

## 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

## 環境基準

「環境基本法」第16条の規定にもとづき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

## 環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。2018 年に第五次計画が閣議決定された。

『第五次環境基本計画』は SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な６つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしている。

## 環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

## 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

## 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

### 環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

### 環境ＧＳ〈ぐんまスタンダード〉認定制度

事業者が温室効果ガスを持続的に削減するための「環境マネジメントシステム」を整備し、これを組織的に運用することを支援する群馬県の事業。

### 緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

### 気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018 年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

### 気候変動適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

### 京都議定書

1997 年 12 月に京都で開催された「気候変動枠組条約第３回締約国会議（COP３）」において採択された議定書。2005 年２月に発効した。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

### クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノー上着等の軽装スタイルがその代表。

### 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

### 小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれる有用資源の再資源化を促進するために制定された法律。使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物適正処理を図ることで、循環型社会形成を推進することとしている。

### 固定価格買取制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

**【さ行】**

### 再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

### 再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

### 再生利用（リサイクル）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

## 里地・里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

## 資源化率

家庭から出た「ごみ」のうち、新たに再生資源として生まれ変わった割合。例えば、粗大ごみや不燃ごみは、リサイクルセンターで破砕処理をし、様々な破片に分解したあと、物質の種類ごとに分別・集約し、それをまとめて原材料として市場へ循環させる。多くの「ごみ」は資源化が可能である。

## 自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

## 次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素（$CO_2$）削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030 年までに新車乗用車の 5～7 割を次世代自動車とする目標を掲げている。

## 持続可能な開発目標（SDGs）

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 のインディケーター（指標）から構成され、地球の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っているのが特徴。

## 循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000 年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されている。

## 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、2018 年に第四次計画が閣議決定された。

『第四次循環型社会形成推進基本計画』においては、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げている。

## 省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

## 食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、2019 年で約 570 万 t 発生しているとされており、日本人 1 人当たりに換算すると、お茶碗約 1 杯分（約 124 g）の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

## 自立・分散型エネルギーシステム

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていこうとするシステムのこと。

再生可能エネルギーや、未利用エネルギーなどの新たな電源や熱利用のほか、コージェネレーションシステムにより効率的なエネルギーの利用も含む。

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患（COVID-19）。2019 年に発生し、2022 年現在世界的に流行している。

## 親水・親水空間

親水とは、河川、湖沼などへ近づいて散策したり、水遊び、釣りなどを楽しむことができて、人々が水辺の景観や自然などに親しみを感じられることをいう。

河川ではかつて、コンクリート 3 面張りの護岸整備や水質汚濁が進み、人々と河川の距離が離れてしまった。そこで、川に人々を呼び戻すため、多自然川づくりによって川の水に触れられるような護岸整備が進んでいる。最近では、単に「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられている。

## 水素エネルギー

石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料は燃焼させると二酸化炭素（$CO_2$）を発生するが、水素は燃焼させても $CO_2$ は全く発生しないことから、“$CO_2$ 発生量がゼロ“のエネルギーとして地球温暖化対策への貢献が期待されている。

## スマートグリッド

IT 技術によって、供給側・需要側の双方から電力量をコントロールできる送電網のこと。従来の発電所による電気と、家庭などで発電された電気を合わせてコントロールすることが可能で、単体の建物だけでなく、建物同士やコミュニティ全体でエネルギー利用の最適化をすることができる。

## スマートメーター

電気使用量をデジタルで計測して通信する機能を備えた電力メーターのこと。30 分ごとの電気使用量を計測し、通信機能を使ってそのデータ（積算値）を電力会社のサーバーに送信する機能を持つ。検診作業が不要となり、HEMS と組み合わせることで、電力の使用状況を確認でき、各機器をコントロールしてエネルギー使用量を自動制御することも可能となる。

## 生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

## 生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念である。

生物多様性条約など一般には、

- 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- 様々な生物種が存在する＝種の多様性
- 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という 3 つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

## 生物多様性基本法

2008 年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

## 生物多様性国家戦略 2012-2020

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップで、年次目標を含む日本の国別目標（13 目標）とその達成に向けた主要行動目標（48 目標）を定め、目標の達成状況を測る指標（81 指標）を設定している。また、2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化して政策に結びつける、という「5 つの基本戦略」を設定している。

## ゼロエネルギー化

住宅やビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支をプラスマイナス「ゼロ」とすること。

消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅は ZEH（ゼッチ/ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ビルは ZEB（ゼブ/ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）と呼ばれる。

### ゼロカーボンシティ

地域における脱炭素化の取り組みとして、「2050 年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素（$CO_2$）の排出量を実質ゼロにする」ことを表明した自治体のこと。

### 創エネ

エネルギーを生産すること。エネルギーを節約する（省エネ）だけではなく、太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファームなど）を利用して積極的にエネルギーを作り出していくという考え方。

**【た行】**

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をいい、プラスチックや漂白された紙を燃やした場合など、廃棄物の焼却過程で主に生成される毒性の強い物質。分子構造の違いによって、PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナーPCB は十数種類の仲間があり、それぞれ異なる毒性をもっている。急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性、催奇形性があると考えられていて、具体的には心筋障害、肝臓の代謝障害、免疫異常、子宮内膜症などの影響の恐れがある。

### 太陽光発電

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

### 脱炭素・脱炭素社会

地球温暖化の原因となる $CO_2$ などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。

太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めるなど、社会全体を低炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な世の中が脱炭素社会となる。

### 炭素集約度

エネルギー消費量単位あたりの二酸化炭素排出量で表される概念であり、これを指標にして、経済活動を維持したままでも、二酸化炭素の排出量を削減させる考え方。炭素集約度を低減させる技術としては、発電過程で二酸化炭素を排出しない太陽光発電や石油と比較して排出量の低い天然ガス等のエネルギー転換技術などがある。

### 蓄電池

充電と放電を繰り返し行うことができる電池のこと。電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出せる構造になっている。

### 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（$CO_2$）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

### 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第８条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。2021 年に閣議決定された。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第３回締約国会議（COP３）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

### 地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

### 低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素（$CO_2$）排出量の削減を実現した社会のこと。

### 適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

### デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

### 電力排出係数　（$CO_2$ 排出係数）

電力 1kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素（$CO_2$）を排出したかの目安となる。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-$CO_2$/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（$CO_2$）を算出する。

### 透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。舗装の素材として、高炉スラグ、使用済みガラス等のリサイクル材料を利用する工法も開発されている。

### 動物由来感染症

動物から人に感染する病気の総称。

「動物由来感染症」は、世界保健機構（WHO）で確認されているだけでも 200 種類以上あり、日本でも数十種類程度が存在するとされている。

感染する病原体（ウィルス、細菌、寄生虫など）によって、人も動物も重症になる病気、人は軽症でも動物は重症になる病気、動物は無症状で人は重症になる病気など様々な症状がある。

**【な行】**

### ナッジ

「ひじで小突く」「そっと押して動かす」の意味。行動科学の知見から、人が意思決定する際の環境をデザインすることで、望ましい行動をとれるよう人を後押しするアプローチのこと。

### 燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。

燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

**【は行】**

### バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

### ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの２つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

### ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

### 発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

### パリ協定

2015 年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を５年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

## ビオトープ

本来は、生きものが互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生きものの生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われている。

## ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらない事により発生する。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出している。

## フードバンク事業

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を、企業や個人から提供を受け、生活困窮者に配布する事業。

**【ま行】**

## マイクロプラスチック

一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類。近年は海洋生態系への影響が懸念されている。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることや、洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生する。製造の際に化学物質が添加されていたり、プラスチックの漂流の際に化学物質が吸着することにより、有害物質が含まれていることがある。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系に及ぼす影響が懸念されている。

## まちの脱炭素化

都市から排出される二酸化炭素（$CO_2$）を削減するまちづくり。

具体的には、人や物の移動に係るエネルギー使用の削減や、建築物・自動車等の都市の構成要素の脱炭素化、都市のエネルギーシステムの脱炭素化を指す。また、二酸化炭素の吸収源となるみどりを保全・創出し、緑化等によってヒートアイランド現象を緩和させ、二酸化炭素の排出を削減するまちづくりのこと。

## 水循環基本法

健全な水循環の維持または回復に向けた総合的な施策を推進するため 2017 年に制定された法律。

「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としている。

## メガソーラー

出力 1 MW（1,000kW）以上の大規模な太陽光発電施設。建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

## モビリティ

動きやすさ、移動性、機動性。人が社会的活動のために空間的移動をする能力を指す。

**【や行】**

## 屋敷林

防風、防火のため屋敷の周囲にめぐらされた樹林のこと。

## 有害化学物質

有機塩素系化合物、ダイオキシン類等、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

## 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

**【ら行】**

## レジリエンス

防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

## レッドデータブック

「レッドリスト」に掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本。

「レッドリスト」とは、日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

**【英数】**

### BAU

Business As Usual の略で、環境用語として、何も対策を講じなかった場合を意味する。

### BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。

### BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略称。水中の有機物が好気性微生物（バクテリア・プランクトン）によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

### COOL CHOICE 運動

CO2 などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々日常生活の中で、あらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、脱炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」を促す取り組みである

### COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

### HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。

### IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。1988 年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

### J-クレジット

2013 年 4 月から開始した「国内クレジット制度」と「オフセット・クレジット（J-VER）制度」を統合した制度で、「削減・吸収できた CO2 の量」という目に見えない価値を、国の基準にもとづいた審査のもとで「クレジット」として可視化し、販売可能にしている制度である。

国により運営されており、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による $CO_2$ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として認証する。制度により創出されたクレジットは、温室効果ガス排出量の削減目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できる。

### SDGs

→持続可能な開発目標（SDGs）を参照

### SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

Facebook、LINE などがある。

### V2H

Vehicle to Home の略称であり、電気自動車（EV）に蓄えた電力を家庭で利用するシステムのこと。

利用するためには V2H 対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。

## ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ばれる。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

## ZEH

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）ゼロまたはマイナスの住宅。

## 4 R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce（リデュース：発生抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」の３Ｒに「Refuse(リフューズ：要らないものを買わない・断る)」を加えたもの。

発　行　　群馬県　太田市
〒 373-8718
太田市浜町 2 番 35 号

令和４（2022）年 3 月

編　集　　太田市産業環境部　環境政策課
電話：0276(47)1893
FAX：0276(47)1881
http：//www.city.ota.gunma.jp